

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<運営ビジョン>

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができるように、地域における福祉・保健活動等の振興を図るとともに、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。このことは社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の法人理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」とも合致しています。担当地域の身近な相談機関として、あらゆる層の相談を受け止め、これら様々な相談を通じて、多種多様な個別課題や地域課題等の把握に努め、各関係機関等とも共有、連携を行いつつ、地域住民との顔の見える関係と繋がりを大切にした総体的な課題解決の取り組みを、地域ケアプラザが中核的に担っていき、下記の取組を行っていきます。

○横浜型地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、住まいを中心に介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供されることを目指した「横浜型地域包括ケアシステム（地域の助け合い＋専門職のサービス＝いつまでも自分らしい暮らしを続ける）」の構築に向けた「港南区アクションプラン」においては、「多様な主体による生活支援の充実」「在宅医療・介護連携」「介護予防」「認知症対策」の分野ごとの推進に積極的に取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムを実現する一つの手段として、年間3回以上の個別ケース地域ケア会議を開催して、地域の心配な人や気になる人への支援について、地域住民や民生委員、医療や介護の専門職と話し合い、個別の課題から地域の課題を見つけていきます。又、各個別ケース地域ケア会議で見えてきた地域の課題や良い取組みをケアプラザ圏域レベルで共有し、困りごとの解決の話し合いを行うための包括レベル地域ケア会議を開催します。その際は、ケアプラザ協力医等の地域の医師や薬局の薬剤師、介護保険事業所、一般企業等の参加も促し、地域住民や地域の自治会町内会、地区社会福祉協議会等の方々と顔の見える関係を作っていくことで、より広い視点での地域課題の把握・検討を行っていきます。



港南区アクションプラン

○港南区地域福祉保健計画の推進

港南区地域福祉保健計画「港南ひまわりプラン」及び地区別計画に沿った活動の中で、地区連合自治会及び地区社会福祉協議会を中心とした取り組みに策定段階から参画することは地域ケアプラザの重要な責務です。港南区とも協働し計画の推進に取り組んでいきます。定期的開催される地

区意見交換会では地域の問題抽出から改善の為の活動を検討し、地域の活動を振り返り修正等を行いながら進捗状況を把握していきます。地域福祉保健計画が地域主導で活動できるよう港南区役所と区社会福祉協議会、関連地域活動団体との連携で地域の活動を支援していきます。

○地域の福祉・保健活動の拠点としての役割

- ① 地域ケアプラザが主催する自主事業は、地域のニーズを把握しての企画、開催でなければなりません。参加者自立の展開をコーディネートし、ボランティアや貸館登録団体として活動できるよう自主化の支援をしていきます。又、高齢者や子育て、子ども、障がい児・者等のあらゆる層において、それぞれ偏ることなく自主事業を開催することで、個別支援、地域支援の幅を広げていきます。
- ② 福祉保健活動団体、福祉保健協力団体への活動の場の提供により、地域住民との顔の見える関係づくりやネットワークづくりの中から、新しい地域福祉の担い手・ボランティアの発掘・育成に努めていきます。
- ③ 自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等のネットワークを生かし、地域住民とともに、個別の課題、地域の課題解決に取り組んでいきます。
- ④ 必要な人に必要な福祉・保健の情報を届けていきます。
 - ・各種機関の機能や対象者等の情報を分かりやすく整理して発信します。
 - ・情報を必要としている人のニーズや状況に合わせて広報紙の配布、チラシの配架などの伝え方の工夫をしていきます。
 - ・情報が届きにくい人にも必要な情報が伝わるよう、出前講座や出張相談、個別訪問を行います。
 - ・地域の方々が効果的に情報収集し発信できるように支援していきます。



地域包括支援センターによる出前講座

○地域にとって身近な相談窓口の役割

- ① 福祉・保健の総合相談窓口としての役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として気軽に相談できる地域ケアプラザを目指していきます。
- ② 身近な圏域だからこそ、相談対応から見える個別課題、地域課題には、地域活動交流・生活支援コーディネーターや地域包括支援センター各職種の専門性を生かしながら港南区役所・港南区社会福祉協議会等の各関係機関に適切につなげ、連携して支援していきます。
- ③ 地域の社会資源、インフォーマルサービス情報を集めた「のば生活応援マップ」を更新し、相談対応の中で活用し、分かり易い情報提供を行っていきます。転入者も多い地域で、幅広い世代へ活用できる日常生活や介護予防支援の際のツールにしていきます。
- ④ 特に高齢者、子育て、子ども、障がい児・者、生活困窮者に関しては、本人又はその家族等の相談を丁寧に受け止め寄り添いながら、適切な支援を行っていきます。

○高齢者支援

- ① 担当地域は、高齢化率がとても高い地域です。高齢者支援において、地域ケアプラザは、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、地域活動交流、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の各部門が持つ情報と専門職としての知識を活かして、居場所づくり、健康づくり・介護予防、認知症予防、地域における見守り・支えあいの体制づくり等の取り組みを積極的に進めていきます。

- ② 具体的には、「てんとうむし」や「ひまわり体操」、「元気づくりステーション」等の介護予防の活動や、「のびるの会」や「認知症サポーター養成講座」等の認知症予防の活動です。「野庭団地地区社協出前カフェ」や「オール野庭友愛活動」、自治会町内会等での居場所づくり・高齢者サロンの立ち上げ、開催の支援に関しては、積極的な情報提供と開催の支援を行っていきます。
- ③ 支援を必要としている高齢者が、必要としている支援を得られる為、各地区の社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の各関係団体と連携し、情報収集に努めて、分野ごとに整理する等、提供できる情報の幅を広げていきます。

○子ども支援

- ① 子どもや青少年が地域で安心して遊べ、気持ちを伝えられるよう、集える場所や多世代が交流する機会の充実を図ることも地域ケアプラザの大切な役割です。その一つとして、野庭地域ケアプラザで開催されている「のぼこども食堂」は、子ども達の居場所として、運営する福祉保健活動団体を中心に主任児童委員、担当地域内の学校、区生活困窮担当、こども家庭支援課等と連携し地域に根ざしたものとなっており、引き続き、丁寧な開催支援に努めていきます。



のぼこども食堂

- ② 子どもや青少年の思いやりの心を育むために、担当地域内の学校（野庭すずかけ小学校、下野庭小学校、丸山台中学校）と連携し、認知症サポーター養成講座等の福祉教育や地域の防災訓練やお祭り等へのボランティア参加への働きかけ、コーディネートに努めていきます。
- ③ 丸山台中学校や認定 NPO 法人横浜メンタルサービスネットワーク等と連携し、子どもや青少年を取り巻く課題や不登校、引きこもり等の状況の把握に努め、居場所や夫々の世代や地域で一緒にできる事、つながる事を考える機会を作っていきます。

○子育て支援

- ① 積極的な子育て支援も地域ケアプラザにとって重要な役割になります。出産前～出産後とつながっていけるよう野庭地域ケアプラザの子育て支援事業の総称である「ハッピータイム ☺NOBA」事業を引き継ぎ、子どもの成長に合わせて参加できる場を作ることで、孤立しない環境を提供できるよう努めていきます。
- ② 港南区内の子育て支援団体や主任児童委員、保育園・幼稚園等の70を超える団体が構成されている港南区子育て連絡会が掲げる「こうなん子育て未来予想図」を実現する為に、地域ケアプラザも子育てにやさしい街を目指して、地域で子育てする人を応援、支援していきます。
- ③ 子育てに関する相談には、内容に応じて適切かつ迅速に、港南区こども家庭支援課や港南区地域子育て支援拠点「はっち」（横浜子育てパートナー）及び野庭第二保育園の中にある港南区西部子育ての居場所「あっぷっぷ」、のぼこども家庭支援センター、よこはまこうなん地域療育センター等に繋げていく支援を行っていきます。
- ④ 子育て中の親御さんには、お祭りや自主事業の際に、港南区子育てサイト「ここなび」の周知や港南区内の子育て情報を集約した「こうなん子育て応援ガイドブック・ひまわりまっぷ」を積極的にお渡ししていきます。

○障がい児・者支援

- ① 地域ケアプラザは、障がい児・者支援の身近な相談窓口として、港南区基幹相談支援センター

や港南区高齢・障害支援課等と連携し、適切な支援につなげなければなりません。自主事業や会議など地域における様々な場面での情報提供や啓発活動を通して、気軽に相談いただける環境と関係づくりを進めていきます。

- ② 港南区内にある障がいがある方の為の活動ホームや地域作業所の連合体「こうなん来夢」と積極的に連携し、地域のイベントやケアプラザでの販売会の場の提供を通じて、地域の皆様との交流、つながり、顔の見える関係づくりをコーディネートしていきます。



こうなん来夢 野庭ふれあいまつり出店

- ③ 障がいの特性や障がいのある方の暮らしの中での困りごとについて、地域の皆さまの理解が深まるよう、港南区自立支援協議会が作成した「あたたかく見守ってください」啓発ポスターを周知強化していくと共に、港南区障害者団体連絡会による障がい理解出前講座を活用して、地域防災拠点訓練や地域の会議等でお話することで、地域で共に生きていく共生社会を目指して、地域全体で障がいへの理解と支援が広がっていくように取り組んでいきます。

- ④ 港南区社会福祉協議会と港南区内地域活動・交流コーディネーターが協働で実施する「地域とのつながりを目的とした障がい児者・家族支援事業」に関しては、担当地域内でも自治会町内会や見守り協力事業所の方々との顔の見える関係づくりを積極的に展開していきます。

○持続可能な開発目標（SDGs）の視点

横浜市SDGs未来都市計画（2022～2025）では、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。地域ケアプラザも「すべての子どもの未来を創るまちづくり」「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」「災害に強い安全・安心なまちづくり」において、2030年までのゴールターゲットに向けて取り組みを進めていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について>

○担当地域の特色

野庭地域ケアプラザの担当地域は、横浜市が昭和40年代後半～50年代にかけて開発した野庭住宅地区（市営88棟、約3300戸、人口約4,600人）と野庭団地地区（分譲43棟、約2800戸、人口約5,800人）の2つの集合住宅群と歴史的な名跡や農業専用地区が点在し、古くからの地縁の繋がりが残っている戸建て住宅地群が多くを占める永野地区の一部で主に下野庭（約3000世帯）・上野庭地域（約100世帯）の3地区になります。特出すべきは、市内地域ケアプラザ担当圏域単位で、野庭住宅地区、野庭団地地区の高齢化率が市内でトップ10に入るほどの超高齢化の地域であること

です。(2024年3月現在の高齢化率は、野庭住宅地区 52.99%、野庭団地地区 53.03%、担当地域全体 45.81%)

野庭住宅地区・野庭団地地区内は、散歩などに最適な安全に歩ける緑道が縦横に存在しているのが特徴的で、豊かな自然と共生できる環境があります。野庭地域のセントラルパーク的な存在である野庭中央公園は、老若男女問わず多世代の



野庭住宅地区(左)・野庭団地地区(右)

方々に愛される場所です。そこに隣接した位置に野庭地域ケアプラザ・野庭地区センターがあります。



野庭のセントラルパーク

野庭中央公園

徒歩圏内には、野庭ショッピングセンター・サブセンターがあり、港南図書館、病院・診療所や幼稚園・保育園、福祉施設といった施設が多く点在している地域です。今後も各々の施設が地域に根ざし、愛される施設として、専門性を活かし、機能性を十分発揮できるように、地域ケアプラザも日頃から、連携や協力体制をとり、其々の施設の特性に考慮しながら、野庭エリアの福祉総合センターとしての位置づけで、適切に支援サービスが必要な人に届けられるように、地域ケアプラザが主体となり、他の施設共々、役割を果たしていきたいと思っています。

○担当地域の課題

複雑化する社会情勢、担当地域では、希薄化する家族関係、厳しい経済状況等の中で、各々のケースが複数問題を抱え、社会制度の枠の中では支えきれない等の課題が見えてきました。

- ① 野庭住宅・野庭団地地区では、建設当初から50年住み続けている親世代の高齢化が進み、子ども世代の転出が進んでいます。
- ② 野庭住宅地区が建設から50年経過し、リニューアルの必要性が増してします。エレベーターがなく、高齢者が通院、ごみ出し、買い物、交流等の外出の困難さで孤立しやすい状況です。
- ③ 認知症高齢者の増加により、多種多様な問題の発生と近隣、事業者等からの安否確認の連絡、相談が増加し、対応・確認に時間を要しています。
- ④ 困難を抱えた対象者、家族等が引き起こす地域、近隣とのトラブルが増加しています。
- ⑤ 相談対応では、対象者だけでなく、家族も含めた複雑な事情を抱えているような世帯全体の支援が増加しています。
- ⑥ 高齢者の引きこもり、孤独死の増加、福祉難民の増加が顕著な地域です。
- ⑦ 超高齢化により、地域活動の担い手、ボランティア等の支援者減少と後継者が不足しています。
- ⑧ 小さなコミュニティーでの見守り、たすけあいができる仕組みが求められています。

上記の課題を当地域ケアプラザは、高齢者のみならず、あらゆる年齢層で困難を抱えた住民の相談窓口として、気軽に相談できる「福祉・保健の拠点」として、港南区役所、港南区社会福祉協議会等の各関係機関や地域住民等、各関係団体と連携して、課題解決に向け努力を重ねていきます。

○関係団体等との連携方法

- ① 担当地域では、各自治会町内会や連合自治会単位毎、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会等の関係団体が、地域住民との意見交換会や地域支えあいネットワーク会議等を通じてのコミュニケーションに努め、世代間の交流等に配慮すると同時に、地域の特性に合わせた取り組みを行っています。その円滑な推進の為、地域ケアプラザも上記関係団体等と連携して様々な取り組みを支援し、積極的に地域に出向いての出前講座の開催や意見交換会や会議の

内容等を積極的に情報発信していきます。

- ② 高齢者世帯が急激に増加している担当地区において、住民主体の見守り・支えあいの活動を推進していく為に、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターの専門職が、自治会町内会毎の課題分析に努め、具体的な支援に繋げられるように協議体等を立ち上げ、現在、各自治会町内会で実施している、「見守り訪問ボランティア」や「見守り支えあいマップ」を作成したい等の活動の支援を行っていきます。
- ③ 担当地区の社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、シルバークラブ、保健活動推進員等の会議には積極的に参加し、活動状況や課題の把握に努め、新たな地域の福祉保健活動の担い手を発掘・育成する為に、地域ケアプラザでもボランティア講座を積極的に開催し、地域で適材適所に主体的に活躍できる人材、環境づくりに取り組んでいきます。
- ④ 野庭住宅・野庭団地地区の10年～20年先の将来、再生について考えていく「野庭住宅・野庭団地未来につなぐ会」が定期的で開催されています。野庭地域ケアプラザも地域の福祉・保健の拠点として、各連合自治会や地区社会福祉協議会、野庭ショッピングセンター、近隣幼稚園、近隣事業所、住宅管理組合、住宅供給公社野庭事務所、港南区役所、横浜市等の関係団体がメンバー構成の中で、「野庭住宅・野庭団地みらいビジョン」の再生目標と再生方針に沿って、定期的話し合いを行っています。メンバーが連携して、将来を見据えた地域交流・多世代交流や遊水池の活用、移動販売、商店街の活気づくり等の取り組みを推進し、野庭住宅の建替えに関する情報の共有も行っています。

※再生の目標：みんながつくる魅力あるまち野庭

※再生の方針：活 動（地域活動を続けていくための場・仕組みづくり）

拠 点（気軽に集まり交流できるみんなの居場所づくり）

住まい（多世代が住み続けられる住まいづくり）

つながり（人・道・移動・情報等の地域の多様なつながりづくり）

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<担当地域における関係団体等との連携について>

○連合自治会、単一の自治会町内会との連携

地域の身近な福祉・保健の拠点である地域ケアプラザにとって、野庭地域ケアプラザの担当地域内の連合自治会や単一の自治会町内会と協働し、偏りなく連携していくことは必須要件です。夫々の連合自治会、単一の自治会町内会と日頃から顔の見える信頼関係を築くことが大切と考えています。地域の様々な課題を見出し、その解決策を共に考えることで、地域と共に歩んでいく地域ケアプラを目指していきます。

【野庭住宅地区（連合加入：4自治会、未加入2自治会）】

【野庭団地地区（連合加入：9自治会、未加入5自治会）】

【永野地区の一部（連合加入：下野庭・上野庭町内会、未加入7自治会町内会）】

- ① 各連合や単一の自治会町内会が大切にしている行事・イベントや定例会議には偏りなく参加・出席し、顔の見える関係づくりに努めていきます。ただ参加・出席するだけでなく、地域からのつぶやきを拾い、相談・要望を伺うことで地域ケアプラザの運営に役立てていきます。
- ② ケアプラザ広報紙や自主事業の開催案内の回覧や掲示をお願いしていきます。情報の少ない未加入の自治会町内会にもお届けしていきます。
- ③ 各地区別の地域福祉保健計画の推進に取り組んでいきます。
 - ・野庭住宅地区（野庭にじいろさんごプラン）
 - ・野庭団地地区（いきいき健やか ふるさと♥のぼ）

・永野地区（くじら計画）

○地区社会福祉協議会との連携

各地区の社会福祉協議会は、地域の抱える福祉課題の解決の為に取り組む中心的存在であり、地域福祉保健計画の推進等においても連合自治会と両輪をなし、地域ケアプラザが、地域の身近な福祉・保健の拠点として密接に連携していかなくてはならないもう一つの必須要件です。

① 野庭住宅地区社会福祉協議会との連携

- ・「日用品、食品などのお渡し会」や子どもの交流事業の開催の協力をさせていただきます。
- ・4拠点で実施している移動販売の協力をさせていただき、買い物支援としてだけでなく、身近な地域での見守り・支えあい活動として、相談等がケアプラザへつながるように連携していきます。

② 野庭団地地区社会福祉協議会との連携

- ・「ふるさとのば福祉の集い」の開催に関しては、企画段階から協力させていただきます。
- ・各集会所へ出向いての「出前カフェ」事業には、毎回地域ケアプラザも「ケアプラザの活用術」等の出前講座で協力させていただきます。その際は、参加者からの相談の受け付けも行い、相談しやすい体制を連携して作っていきます。

○地区民生委員・児童委員協議会との連携

各地区の民生委員・児童委員協議会の皆様からは、日頃からの見守り訪問等を通じて、担当地域の認知症や虐待、介護が必要等の気になる方、個別に相談を受けたケース等の情報を頂けることで、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）にとっては、最も身近な地域福祉の担い手となって下さっています。

① 民生委員・児童委員の皆様が、支援や課題に対して抱え込まず、孤立しない為に、地域包括支援センターが専門的な立場から、日常的に情報共有、コミュニケーションに努めていきます。

② 虐待や引きこもり、ゴミ屋敷等の困難ケースの相談等については、行政や関係機関へ適切に繋げていきます。

③ ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業において、民生委員による情報把握ができなかった対象者や、状況把握の結果、地域包括支援センターで対応した方がよいと思われる対象者については、訪問等で状況把握の連携を行っていきます。

○シルバークラブとの連携

地域には、まだまだ元気な高齢者が大勢います。野庭団地地区のシルバークラブで展開している「オールのば友愛活動」は、自らが楽しみながら、映画上映会やサロン、歩こう会を企画し、自治会等の垣根を超えた仲間づくりや健康づくりに取り組んでいます。野庭住宅地区のシルバークラブ（寿会）においては、児童の登下校時の見守り活動「学援隊」に力を注いでいます。シルバークラブが地域や自治会町内会内において、ボランティア活動の担い手と中心となりうる可能性は無限大です。各地区のシルバークラブの皆様が、いきいきと元気に活動ができるように、地域ケアプラザも生活支援コーディネーターが中心となって連携・支援していきます。

○保健活動推進員との連携

地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策パートナー役として、各地区で健康づくり活動を行っている保健活動推進員の皆様とは、特に地域包括支援センターの看護師が協働できることが多いです。当地域ケアプラザは、健康づくりに関する情報提供や健康測定会実施の場の提供、港南区の「健康アクション5」の地域での推進・啓発等で協力、連携を行っていきます。

○学校との連携

担当地域内の丸山台中学校（野庭中学校の廃校に伴い合併）や野庭すずかけ小学校、下野庭小学



野庭すずかけ小学校福祉教育

校と連携し、車いす操作や障がい理解の福祉教育、認知症サポーター養成講座の実施等で認知症の理解等の普及に努めていき、学生のボランティア意識の醸成と理解した内容を地域に発信する活動を支援していきます。

○企業・事業所等との連携

地域内のスーパーやコンビニエンスストア、配食業者、リサイクルショップ、福祉施設、薬局、郵便局等から構成される見守り協力登録事業者とは、夫々の業務の範囲の中で、気になる高齢者や子ども等を対応した時や見かけた時に、野庭地域ケアプラザに情報提供して頂くネットワーク機能として連携していきます。見守り協力事業者の方々が、実際の対応の際に不安なくスムーズに連絡対応ができるように、認知症や障がいに関する研修の実施や地域ケアプラザにつなぐことの重要性の説明を日頃から行っていきます。



ステッカー

○港南区役所・港南区社会福祉協議会との連携

各地区別の地域福祉保健計画の推進を通じて、各地区の活動を総合的に支援する為、港南区役所・港南区社会福祉協議会・地域ケアプラザが支援チームとして連携し、地域の課題解決の為、各地区の連合自治会や社会福祉協議会との協働による取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めていきます。支援チームには、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題を「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、潜在的な地域課題を把握し、伝えていくことも求められると考えております。支援チームメンバーで、各地区の情報を共有し、地区の課題や各地区への支援目標の検討を行い、チームメンバーが夫々の日常業務の中で把握した地域の情報、地域展開している事業の情報、そこから分析した地域の課題等を共有し、優先的に取り組まなければならない課題は何か検討していきます。



○他の地域ケアプラザとの連携

港南区内9つの地域ケアプラザと連携し、所長、地域包括支援センター、コーディネーター6職種夫々の連絡会や研修会へは積極的に出席し、所長同士、各専門職同士の交流と情報交換、スキルアップの向上を図っていきます。又、地域とのつながりを目的とした障がい児・者支援事業や港南ひまわりホルダー事業、見守り協力事業者事業等についても、引き続き、足並みを揃えて、積極的な運営と登録等の拡大で協力・連携していきます。

令和6年7月に野庭地域ケアプラザの担当圏域である野庭町の一部が、開所した上永谷駅前地域ケアプラザに移行になりましたが、同じ野庭町という中での地域支援には変わりなく、上永谷駅前地域ケアプラザとは、色々な支援の場面での積極的な情報提供、情報共有、地域課題の共有に努めていく所存でございます。

(4) 合築施設との連携について (該当施設：東永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ)

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<合築施設との連携について>

○同一敷地内に合築している横浜市野庭地区センターとの連携方法について

野庭地区センターが、地域住民が自らの生活環境の向上のためのスポーツ、レクリエーション等の自主的活動を通じて相互交流を目的として設置された地域振興的な市民利用施設であることを理解し、住民の誰もが地域で健康で安心して暮らせるよう、地域住民と共によりよい地域をつくっていく地域の身近な福祉保健活動の拠点である野庭地域ケアプラザが合築施設としてある役割を当地域ケアプラザ全職員が理解し、緊密な連絡と情報共有を図りながら、地域に愛される利用しやすい合築施設としての管理運営に努めていきます。

- ① 野庭地区センターとは、年 1 回「野庭ふれあいまつり」を共催で開催しています。担当者同士で企画・打ち合わせ段階から開催当日を含めて、コミュニケーションを重ねることで、職員同士の連携、顔の見える関係ができています。
- ② 野庭地区センターとは、合同防災訓練の実施、共有設備の管理や防犯業務、館内清掃等で連携し、引き続き、円滑で効率的な管理運営を行っています。
- ③ 野庭地区センターの事業内容や当地域ケアプラザにはない機能（図書コーナー、音楽室、体育室、和室、プレイルーム、こどもスペース等）を把握し、適宜、相談対応時の情報提供や地区センターの受付に繋いでいく等の連携を心がけています。
- ④ 緊急時等、不測の事態が発生した場合、合築施設として、施設管理者同士の緊急連絡体制を整えております。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<団体の状況について>

昭和 59 年 4 月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることでご高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

○当法人の理念

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々のお一人おひとりがご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。

当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わることのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。

人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

○活動テーマ

天に星、地に花、人に愛

これは明治時代の文芸評論家である高山樗牛の言葉「天にありては星、地にありては花、人にありては愛、これ美しきもの最たらずや」からの引用で、私たちの世界の中にある美しさ・調和・豊か

さ・潤いを表現したものです。

当法人が設立された昭和58年当時、老人ホームは社会から暗いイメージを持たれがちでした。そのイメージを払拭し、明るいホームのイメージを創っていきたいという思いを込め、当法人はこの言葉を活動のテーマに掲げました。

現在、当法人は施設・在宅介護および医療の各分野において、約3,000名の職員（登録ヘルパー含む）が日々働いています。その職員一人ひとりがこの美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現するため、自らのサービスの質の向上に努めています。

○ “デス・エデュケーション” という考え方

「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP（アニマルセラピー）」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。



デーケン氏とご入居者

○ “羅針盤”

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。名刺サイズに折りたたんで携帯できる形になっており、全職員がそれぞれに携帯しています。毎朝礼時にはテーマごとに職員全員で読み合わせをしています。イベントの際にも用いられ、職員が当法人のコンセプトを常日頃から再認識し、共有するためのツールです。

羅針盤には当法人の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

	<p>思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します</p> <ol style="list-style-type: none">1 あたたかい心のこもったご挨拶で応対いたします<ul style="list-style-type: none">・明るい笑顔で自ら先にご挨拶をします。・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。・立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。2 好感のもたれる身だしなみと態度で接します<ul style="list-style-type: none">・清潔な服装を心がけます。・背筋を伸ばした美しい立姿をします。・明るく親しみやすい態度で接します。3 正しい言葉づかいをします<ul style="list-style-type: none">・敬語を正しく使います。・分かりやすい言葉を使います。4 誠実な態度で電話対応をします<ul style="list-style-type: none">・明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で。・呼び出し音は2回、保留は20秒を限度とします。5 5S1U運動を推進します<ul style="list-style-type: none">・整理・整頓・清掃・清潔・静・美しい。	<p>ご利用者に敬意を払い、その基本的権利、プライバシー、自己決定を尊重し、AOL (Art Of Life) を実現します</p> <ol style="list-style-type: none">1 ご利用者の立場に立って、本当に必要なサービスを提供します<ul style="list-style-type: none">・ニーズをすばやく察知し、知識・技術を駆使して、期待以上のサービスを提供します。・ご要望にお応えできない時、「できません」「わかりません」とは言わず代替案を示します。2 小さな「気づき」を重ねます<ul style="list-style-type: none">・継続的に記録をとり、必要な行動をして、病変・事故を未然に防ぎます。3 ご利用者の安全を確保します<ul style="list-style-type: none">・非常事態時に対応する日頃の備えを怠りません。4 苦情には感謝の気持ちを持って対応し、より信頼をいただく良い機会として生かします5 基本に忠実、応用に果敢なサービスを提供します	<p>法令・規則・約束・規律を守り、正しい勤務態度を身につけ、最高のサービスを提供します</p> <ol style="list-style-type: none">1 法令、就業規則を厳守します<ul style="list-style-type: none">・介護保険法、個人情報保護法、就業規則など関係法規を厳守します。・交通法規を厳守し安全運転をします。2 プロ意識を持ち、法人理念に則り行動します<ul style="list-style-type: none">・ひとりひとりが経営マインドを持って行動します。・心身の健康管理を徹底します。3 時間を守り、仕事の優先順位を考えて行動します<ul style="list-style-type: none">・余裕を持って出勤し、始業時間から仕事をできる準備をします。4 適切な報告・連絡・相談をします<ul style="list-style-type: none">・報連相は「速やか・正確・簡潔」に。5 仕事を計画的に遂行します<ul style="list-style-type: none">・QCD（仕事の質、費用、期限）を追求。・PDCA（計画、実行、チェック、修正）の実践。・5W1Hを踏まえて情報を伝えます。・具体的に、明確に、肯定的に表現します。
--	---	--	--

“羅針盤”カード

○ヒューマンケアネットワークと地域包括ケアとの親和性

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方です。以下に挙げる4つの項目を基本としています。

1. 24時間、365日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 横浜市内全域でサービスを提供できるよう、拠点を展開する。
3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。
4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約166の事業所（令和6年12月時点）を配置することで構成されており、法人本部が全体を統括しています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所3か所）、保育（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特にケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。



地域包括ケアイメージ（法人パンフレット）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<財務状況について>

○予算の執行状況

予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。

○法人税等の滞納の有無及び財務状況の健全性

- ・法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。

○安定した経営ができる基盤

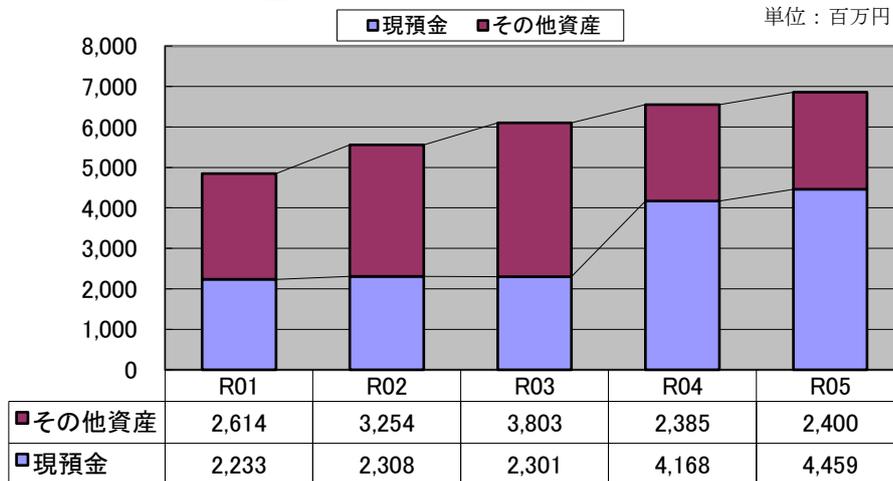
毎年、下記の通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

【平成 24 年度～令和 6 年度の新設事業所】

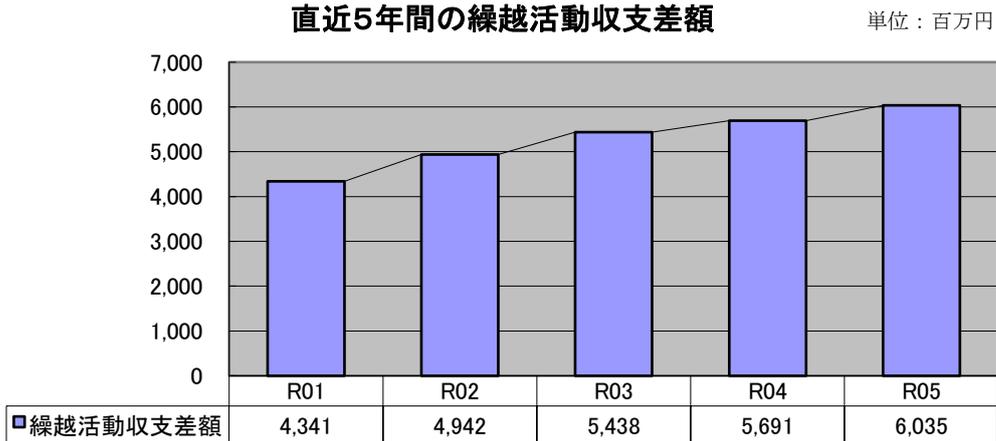
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穡の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○银杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○われもこう(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護) ○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
令和 2 年度	○楡の大樹(居宅介護支援・訪問介護。ナース 24 港北と同一拠点化)
令和 3 年度	○相談支援センター银杏の大樹(計画相談支援・障害児相談支援)
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市都田地区センター ○横浜市都田地域ケアプラザ
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○さざんか(小規模多機能型居宅介護) ○楡の大樹(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○榎の大樹(居宅介護支援、訪問看護)

横浜市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。

直近5年間の流動資産推移



直近5年間の繰越活動収支差額



直近5年間の収入推移



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<職員配置及び育成>

○横浜市野庭地域ケアプラザ所長（予定者）について

所長予定者である、XXXXXXXXXXは、所長としては約5年半の間、業務に就いております。介護福祉士及び介護支援専門員の資格を取得しており、特養ホーム、老人保健施設等での介護・相談員14年の経験を有し、高齢者の方々へ直接サービスの提供をしていました。又、所長就任前は、9年間に渡り、XXXXXXXXXX地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーターの経験を有し、各関係機関との連携や地域との関わりの中で十分な信頼関係等を築いた実績を経て、XXXXXXXXXXとしては、地域の住民の方々による高齢者支援、子ども・子育て支援、障がい児・者支援等の地域の取り組みを全体把握し関係機関と連携しながら課題解決につなげられるよう事業に取り組んでおります。

初心を忘れず、今までの経験を今後も横浜市野庭地域ケアプラザの円滑な運営に生かし、管理者としてもあらゆる専門性の向上に努めていける者と考えております。

<職員の適正な配置について>

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて適材適所の人員配置を遅滞なく行っていきます。また、横浜市野庭地域ケアプラザにおいては、地域の特性も踏まえた人員配置を行っていきます。

○地域活動交流及び生活支援コーディネーター、地域包括支援センターに係る職員の確保、配置

配属職員は地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近な所で、地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく志と資質を持った職員の確保が望まれると考えます。

地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターは、地域の方々の様々な福祉・保健活動をコーディネートする役割があり、高いコミュニケーション能力が欠かせません。

地域包括支援センターにおいては、地域の方々の様々な相談に丁寧・的確に対応する等の役割があるので、それぞれに専門的な知識及び対人対応能力等が備わっていることが必要です。

特に、地域包括支援センターは、担当圏域で基準値よりも多くの高齢者を受け持っているため、ひとり多い4人体制で運営することになります。総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の運営を進めながら、圏域内で発生する困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このような状況を踏まえ、当法人全体の有資格者（ケアマネジャー407人、主任ケアマネジャー150人、看護師（正・准）379人、社会福祉士107人。令和6年12月末現在）から、その任務にふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。当地域ケアプラザの職員配置にあたっては、このような考えに基づき必要な人員を確保し適正に配置してまいります。その上で、法人職員の異動と新しい人材の採用を組み合わせ、当法人の理念・方向性をしっかりと受け継ぎ、区の運営方針、地域福祉保健計画に沿った事業運営ができる職員組織を構築してまいります。

○居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置

居宅介護支援事業に係る職員の確保と配置については、職員が地域ケアプラザとは地域の福祉・

保健の拠点であることを認識するとともに、個々の利用者の最大限の満足度を目指す意識と行動が必要と考えます。このため、教育を受けた人材の定期的な採用を柱と考え対応していきます。

特に事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選考し決定しています。居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員の資格を有し、研修等で地域ケア会議や地域包括ケアシステムへの理解を深めている人材が適任と考えています。

○通所介護事業に係る職員の確保、配置

通所介護事業に係る職員の確保と配置については、職員が、地域の福祉・保健の拠点である地域ケアプラザの中で運営する通所介護事業であることを認識するとともに、利用者お一人おひとりが、住み慣れた自宅で健康でその人らしく生活して頂けるよう、自立支援に重点をおいた個別支援の介護サービスの提供を目指す意識と行動ができる介護職・看護職・生活相談員等の確保と法令遵守に則った適正な配置を行っていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<人材育成及び研修計画について>

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

○職員教育

①職場における教育

前述のHCNWの考えの元、各サービスの垣根を越え顔の見える関係を作ると共に異なるサービスの専門職同士で事例検討等が可能な環境を提供する事で職員のスキル向上を図ります。

②「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の唱和を行います。法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、その理念に定められた方針を念頭に活動していきます。

○人事考課の実施

毎年度初めにおこなわれる「出航の誓い」（新年度開始における決意表明の会議）で、事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員各々が個人目標を設定します。半期後に目標に対する振り返りとして人事考課表を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと・できなかった事を確認しながら、今後伸ばしていくこと等について忠告や指導を行い次期に繋げていきます。このサイクルを通じて職員の育成を図っています。

○職員研修

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し、実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

①教育部を中心に実施している主な職員研修

- ・中途採用者研修（入職月受講を原則に月1回開催）
- ・管理/監督職研修（テーマにより実施）
- ・新任管理職研修（任命時に適宜開催）
- ・新卒職員研修



職員研修

・秀峰会アカデミー（全職員が受講したい研修を選び自由に学べる場を提供します。）

②事業所における研修

法人主体の研修以外にも当地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて月1回以上、各種研修を実施していきます。なお、地域活動交流、生活支援体制整備事業の担当職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所または社会福祉協議会が主催する研修に参加し専門性を養っていきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<適切な維持保全計画及び積極的な修繕計画について>

○施設の快適・安全な利用

- ① 横浜市の大切な財産である横浜市野庭地域ケアプラザを預かる指定管理者として、子どもから高齢者、障がい児・者等の様々なご利用者が、施設を快適で安全に利用していただくとともに、併せて横浜市野庭地区センターとの合築施設である性質上も意識していきながら、施設全体や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理していきます。
- ② 当法人が「羅針盤」に掲げる当法人職員の行動指針のひとつである5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながらきめ細かいメンテナンス対策を進めていきます。
- ③ 空調については、季節に合わせ横浜市が推奨する適切な温度設定を行い来館者、ご利用者が快適に利用できるよう心掛けていきます。
- ④ 植栽、植木等の維持管理に関しては、外部業者に委託し定期的に植木の剪定、除草、害虫駆除、施肥等を行い良好な景観保持に努めていきます。

○施設の維持保全

- ① 施設の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転、監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行っていきます。
- ② 日常点検は「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実にを行います。定期点検については、専門業者に委託して実施する予定ですが、点検結果等については市の関係部局や港南区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し点検基準に基づき管理していきます。
- ③ 設備管理は適正運転がなされるよう専門業者に委託し各種点検・検査や測定・記録を行う共に、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底していきます。

○設備・機器の運転等

- ① 施設は築23年を経過しています。日常、定期点検に基づく現状の設備・機器・備品等の状態、劣化状況の把握に努めていきますが、今後、大きな修繕が必要になることが予想されますので、ご利用者に支障をきたさないように修繕計画を立て、計画的に実施していきます。

- ② 施設の修繕は小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については港南区及び市と協議して対応を図ってまいります。設備、機器運転等は無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

<事件事故の防止体制について>

○事故防止対策

- ① 毎月実施する職員全員参加の会議にて、事故防止、感染症対策、食中毒発生防止、労働安全衛生等をテーマに研修を実施し対策の徹底を図っていきます。
- ② 各部署で行っている会議等で、過去に発生した事故や定期的に報告・確認しているヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し必要に応じて改善し、職員全員が参加する毎月の職員会議や日々の朝礼等で職員間での共有を行っていきます。
- ③ 区役所発信の「事務処理ミス等の状況について」や「地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について」の情報についても会議で共有し、自施設や当法人内のみならず市域のケアプラザで発生した事象事例を検証し、同様の事故を防止する意識付けを継続していきます。
- ④ 当地域ケアプラザの貸館利用者に災害時の避難誘導の手順、火器使用の際の注意喚起、爆発物・危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等のチェックリストによる点検を周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行っていきます。

○個人情報漏洩防止、発生時の対応

- ① 個人情報漏洩に関しては、大前提として発生させないことを目的に、日々ヒヤリハットの検証やマニュアルの活用、研修の実施により職員の個人情報保護の意識を高めつつ、月1回以上、業務改善検討会議を開催し適宜、業務方法にリスクが無いか確認し慎重に対応していきます。
- ② 個人情報の漏洩等が発生した場合、速やかに関係機関への連絡、報告を含め書類の提出等の対応をするとともに、地域ケアプラザ全体で当該業務の対応方法を見直し再発防止に努めます。引き続き事故発生が無いよう、職員一丸となって業務に取り組んでいきます。

<緊急時等の対応について>

○急病時及び事件事故発生時の緊急対応

- ① 事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応していきます。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応していきます。又、事故発生時のフローチャートを掲示し、職員への緊急対応の意識付けを行い、迅速な対応がとれるようにしていきます。
- ② 急病時の対応等（心肺蘇生法や止血法、誤嚥対応、119番通報等）は、保健師（看護師）や港南消防野庭消防出張所からの研修で確認、習得していきます。



AED 訓練

- ③ A E D の設置により施設内及び外部での緊急事態に備えていきます。A E D 訓練においては、港南消防野庭消防出張所の指導の下に緊急時に効果的に使用できるように、定期的に職員訓練を実施していきます。
- ④ 職員間、法人内の緊急連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保していきます。

○防犯対策

- ① 当地域ケアプラザは日々の業務の中で開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設周辺の見回りをを行い、不審者や危険物等に注意し施設を含む周辺地域の安全確認を行っていきます。
- ② 閉館後の施設管理においては、警備会社と業務契約を結び、機械警備を実施していきます。異常発生時は、24 時間体制の警備員が電話確認、施設に急行する体制を整えていきます。
- ③ 当施設や地域の防犯を目的として、施設外壁にカメラを 5 カ所設置し、犯罪、事件、事故等の発生防止に努めていきます。
- ④ 不審者等が侵入してくることを想定して事務所のカウンター脇に対応フローチャートを掲示し、職員の安全確保体制も整えていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<災害等に対する取組について>

○発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法について

- ① 災害発生時の対応については遅滞なく行政、法人本部等への状況報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて、遅滞ない指示連絡システムを確保するとともにフローチャートを掲示して職員が迅速に行動、参集できるように取り組んでいきます。



法人統一マニュアル

- ② 福祉避難所として、災害応急備蓄を計画的に整備し、食料、避難物資等の不足がないようにしていきます。
- ③ 福祉避難所における災害時緊急通行車両の通行車両確認証明書を備え、有事の際にも地域の方々への支援ができるように準備していきます。
- ④ 横浜市の標準マニュアルをもとに、横浜市野庭地域ケアプラザでの福祉避難所開設・運営マニュアルを定めています。開設が必要になった際を想定し、地域防災拠点や港南区防災本部と連携し全職員が福祉避難所開設・運営マニュアルを把握し遅滞のない行動できるように定期的な研修、訓練を行っていきます。
- ⑤ 地域防災拠点や港南区役所との福祉避難所開設、受入れ要請の受伝達方法を複数の職員が行えるように、定期的な研修、訓練（トランシーバー操作含む）を実施していきます。
- ⑥ 発災時は、横浜市福祉避難所情報共有システムを活用し、行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行っていきます。複数の職員がシステムの操作、活用ができるように市、港南区と定期的な研修、訓練を実施していきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<災害等に備えるための取組について>

○震災や風水害等といった災害に備えるための取組について

当法人では今後想定されている首都直下型地震等に備え地震対策を見直し「社会福祉法人秀峰会地震防災対策（方針）」を策定しています。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び利用者やそのご家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しています。当地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行っていきます。

- ① 備品類の転倒防止、落下物対策、飲料水や非常用食料等の備蓄を福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の1日分の飲料水、食料を備蓄していきます。
- ② 消火器点検、各部屋の点検、非常口・廊下等のスペース確保の確認等の消防自主点検を毎日1回実施していきます。
- ③ 当地域の環境や野庭地区センターとの合築施設であることを踏まえた消防計画、災害対策マニュアルを作成します。
- ④ 法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、大地震の発生を想定して、非常時の行動についての確認や災害伝言ダイヤルの活用、災害対策本部の指示確認や被害状況報告等の訓練を行っていきます。
- ⑤ 野庭地区センターと合同消防訓練を年2回実施し、常日頃から発災時や台風接近時における対応・連携内容等の確認を行っていきます。
- ⑥ 地域防災拠点の防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図っていきます。訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図っていきます。
- ⑦ ここ数年の大雨や台風による風水害の被害を鑑み、デイサービス等に関して、警報等発表時の指示体制の確認や送迎コースの環境把握、災害予測には、洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用し、管理者、安全運転管理者と職員間で日頃から河川の氾濫、がけ崩れ、風の状況等の危険予知と危険箇所の確認・共有を行っていきます。
- ⑧ 自然災害が発生した場合であっても、地域包括支援センターの相談業務や地域活動交流の貸館事業、通所介護及び居宅介護支援のサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、随時見直しによる更新、座学研修や実地訓練等を定期的に行っていきます。

○感染症の発生・まん延に備えるための取組について

- ① 感染症が発生した場合であっても、地域包括支援センターの相談業務や地域活動交流の貸館事業、通所介護及び居宅介護支援のサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。感染症発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、随時見直しによる更新、座学研修や実地訓練等を定期的に行っていきます。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止の為に指針に則り、感染症対策委員会を定期的開催し、感染症防止の為に研修実施や感染症発生時の対応、BCPの随時見直し等を行っていきます。又、平常時においても、事業所の衛生管理や利用者・職員の健康管理、感染予防、衛生資材の備蓄の確

保・補充・管理を行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<公正・中立性の確保について>



地域包括支援センター事業においては、公正中立性に十分留意して行動しなくてはなりません。又、居宅介護支援事業においては、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければなりません。これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えています。以上を前提として、次の点に留意しつつ公正中立性の確保について取り組んでいきます。

- ① 地域包括支援センターが把握している介護保険サービスや社会資源、各種制度等の情報を必要としている相談者に提供する場合は、相談者が選択できるよう複数の情報を提示して分かりやすく説明していきます。提示の際は、市発行の「ハートページ」や分野毎にまとめたサービス事業者、社会資源の一覧表・パンフレット等を活用していきます。
- ② 指定介護予防支援事業者、居宅介護支援事業所として予防プランの委託や介護保険サービス事業所の選択等が特定の事業所に偏らないよう、また利用者の事業所選択の意向をケアプランに反映するよう努めていきます。
- ③ 地域への情報発信は、掲示、配架、配布等様々な手段で行いますが、扱う情報が営利目的である、特定の事業者に偏るなどの不公平が起きないように配慮していきます。
- ④ 地域包括支援センター事業と、併設サービス提供事業（居宅介護支援、通所介護）とはサービスとマネジメントの分離ができる事務室の配置にしていきます。
- ⑤ 地域ケアプラザは、地域の「福祉・保健」の拠点であり公益的な機関として公正で中立性の高い事業運営が求められています。そのことを職員が認識して業務が出来るよう職員研修のテーマに取り入れていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<利用者のニーズ・要望・苦情への対応>

満足度の高いサービスを提供する為、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、地域の皆さまと深い信頼関係を築いていきます。前述の職員行動指針“羅針盤”にも示されている通り“明るい笑顔で自ら先にあたたかい心のこもったご挨拶で応対し”つつ常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら利用者のニーズ把握に努めます。

○利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について

- ① ご意見箱の設置（デイサービスのトイレ洗面所、地域ケアプラザ入口）やご意見ダイヤルの案内を掲示して、来館者、利用者の要望・苦情を寄せやすくしていきます。
- ② 区役所と連携して、利用者アンケートを実施し、意見、要望等を集約、検討、対応策を館内掲

示版、広報紙、ホームページに掲載し、以後のサービス、施設運営に活用していきます。

- ③ 自主事業開催時に参加者や来館相談者に負担のないアンケートを実施していきます。事業内容や相談内容へのご意見だけでなく、職員の接遇態度や施設の快適さ等もお聞きして、意見の集約、共有を図ることで、ケアプラザ全体の事業運営等に活かしていきます。
- ④ 出前講座や地域の定例会議、地域行事に参加した際は、地域の方々との積極的なコミュニケーションに努めて、ご意見や要望の中からニーズを分析し以後のサービス、施設運営、地域支援等に活用していきます。
- ⑤ 地域ケアプラザ運営協議会の中で、把握した課題を分析した内容を分かり易く説明し、地域の方々との意見交換、話し合いの中で解決していけるように努めていきます。

○苦情への対応について

- ① 利用者及び地域住民の方から苦情を頂いた場合、内容は、行政、法人本部に書面をもって報告すると共に、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育していきます。
- ② 所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、誠心誠意心のこもった対応と速やかな解決を図っていきます。
- ③ 苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行って対策を検討すると共に再発の防止に努めていきます。
- ④ 苦情の性質上必要と判断される内容については、当法人の設置している第三者委員会により、客観性を担保しつつ適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らっていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<個人情報保護・情報公開、人権尊重について>

○個人情報保護の取り組みについて

- ① 指定管理者として、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定を遵守し、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利及び利益を保護する事を目的に、運用に取り組んでいきます。
- ② 法人の「個人情報保護に関する規程」に従って、個人情報保護マニュアルを定めています。
 - ・「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上セルフチェックを行います。
 - ・個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えません。
 - ・個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得ます。
 - ・個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理します。
 - ・情報の伝達などは複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないように留意します。
 - ・不要の持ち出しを禁じます。
 - ・事務処理ミス・個人情報漏えいの発生事例に基づくチェックポイントを確認します。
- ③ 個人情報保護・管理に関する職員研修を、1回/年以上開催していきます。

○法人の運営状況等の情報公開の取り組みについて

- ① 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行っていきます。
- ② 広報紙（毎月1回発行）で当地域ケアプラザの運営状況等を公開していきます。
- ③ 法人公式ホームページ等で法人の運営状況等を公開します。安全で適切に情報が得られるようセキュリティを確保するとともに「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき適合レベルに準

拠したウェブアクセシビリティに配慮していきます。

- ④ 介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示していきます。
- ⑤ 窓口で閲覧できる資料としては当地域ケアプラザの事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書、利用者アンケートの集計等をカウンターに常時備え付けます。
- ⑥ 当地域ケアプラザ運営協議会では運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めていきます。

○人権尊重の取り組みについて

人権とは、人として生きていくうえで欠かすことのできない基本的な権利であり、この世に生きるすべての人びとが生まれながらにして誰もが当たり前なものとして持っている権利のことで、この権利は、一人ひとりが互いに尊重していかななくてはならないものです。

我々は個人情報だけでなくプライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任を負っています。アセスメント能力の研鑽や画一的な価値観に囚われず多角的な視点による発想の転換、相手の立場に寄り添う努力などを普段の業務から心がけます。地域から信頼される為にも、前項の個人情報保護の取組みと一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力を続けていきます。

- ① 指定管理者として、横浜市が推進している「横浜市人権施策基本指針」「横浜市人権啓発推進計画」に則り、人権問題の重要性の理解と啓発の取り組みを、法人、当地域ケアプラザにおいて実施していきます。
- ② 社会福祉に携わるものとして、法人、当地域ケアプラザ職員は日常業務上において、個々に相手の立場で「人権」を常に意識し、業務に対応するよう心がけていきます。
- ③ 施設内に人権に関するポスター、チラシの掲示、パンフレット等資料の配布、講演会、研修会等の取り組みを通じて、地域住民や職員への理解や啓発・研鑽を求めています。
- ④ 職員の意識向上、啓発を目的に、人権に関する様々なテーマで、1回/年 研修を実施することで、働きやすい職場環境作りに取り組んでいきます。
- ⑤ 人権に関し、正しい知識の習得や情報収集、伝達等を通じて、社会にある人権侵害の事例や課題について当事者の立場に立ち、思いを共有できる職員の養成に取り組んでいきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<本市の重要施策を踏まえた取組について>

○横浜市地球温暖化対策実行計画の理解と実践について

温暖化が地球規模となり、ますます増大する廃棄物が時間的・空間的に広がる状況の中、温室効果ガスの排出量の削減等の環境への配慮を欠いては私たちの生活は成り立ちません。横浜市地球温暖化対策実行計画の内容を理解し、横浜市の施設である当地域ケアプラザも職員一人ひとりが環境に配慮した電気・ガス等エネルギーの使用削減について下記の行動等を実践することが肝要と考えています。

- ① 電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ② 空調設備の運転は冷暖房の設定温度を夏季28度、冬季20度を目安に設定して省エネルギー運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。
- ③ 昼休みなどは使用していないOA機器の電源を切ります。
- ④ 不要な照明等はこまめに消灯する事を徹底します。

⑤ 館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネルギーの呼びかけを励行します。

○「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」の理解と実践について

「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」の基本方針を理解し、SDGs の達成と脱炭素社会の実現に貢献する為に、地域住民と横浜市、当地域ケアプラザが共にプラスチック対策や食品ロス削減の推進を行っていきます。当地域ケアプラザでも、温室効果ガス排出量の削減の為に、使い捨てプラスチックの削減や分別・リサイクル、3R+リニューアブルの取組の促進に積極的に取り組み、引き続き、市役所ごみゼロルート回収にも参加し協力してまいります。

【その他具体的な取り組み】

- ・プラスチックごみの分別ルール変更内容を地域の方々に周知してまいります
- ・すぐ食べる時は、手前にある商品を選ぶ「てまえどり」の啓発を行ってまいります
- ・家庭で使いきれない未使用食品を活用したフードドライブ活動の支援・協力を行ってまいります

○市内中小企業優先発注について

横浜市中小企業振興基本条例に則り、横浜市ホームページ掲載の市内業者一覧を活用、リスト化して、市内や当地域ケアプラザ担当地域内にある中小企業に修繕や工事、日常的な物品・備品購入等の発注依頼を優先的に行ってまいります。

○男女共同参画推進について

「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠する方向性をもって、当法人は、市の男女比目標を上回るよう採用・配置計画を進めてまいります。当法人では、職種を問わず多くの職員が出産・育児休業を取得することから、当地域ケアプラザにおいてもこうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援してまいります。また育児、介護等の休業については男性も積極的に取得できるよう、人事管理を行う所長だけでなく法人本部の人財部(=人事部)においても相談を受付けてまいります。又、配属及び勤務時間、勤務日数において、育児、介護等の家庭の事情を考慮していくと共に男女別による画一的な業務指示を排し、個々の人間としての能力を見極めてまいります。

○障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について

横浜市では「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。誰にでも、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある障がいを負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障がい者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行ってまいります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<施設の利用促進について>

○稼働率向上の為の対策や効率的な施設貸出の方法、利用者の為に有益な情報提供を行う方法

- ① 窓口に貸館空き状況が閲覧できる台帳を設置し、貸館団体による確認や予約が容易にできるようにすることで、夫々の団体の活動予定がスムーズに立てられる支援を行っていきます。
- ② 来館時や電話による貸館予約状況の確認の際に、希望日時に先約があった場合、ご利用の少ない曜日や時間帯、ご利用可能な空き室の提案、キャンセルの際の迅速な情報提供を行うことで稼働率向上に努めていきます。
- ③ 貸館のご利用案内に関しては、利用条件や設備、備品を明記したチラシの掲示と窓口では、分かり易い説明に努め、団体区分ごとの利用予約可能期間を受付に大きく表示し、ご利用者が積極的に施設を利用できる体制を整えていきます。
- ④ 現在活動中の貸館団体情報の館内掲示や窓口での貸館情報の提供で活動が効率的に行え、貸館団体が常に参加者を確保でき、継続した活動ができるよう支援を行っていきます。
- ⑤ 貸館団体交流会では団体同士が互いに活動を紹介したり、ボランティア活動を募集したりできるようなお知らせをする時間を設けます。また、地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関の情報を提供していただき、サークル立ち上げ支援も含め、ニーズのある活動が活性化するように努め、活動場所を提供していきます。
- ⑥ 魅力ある自主事業を企画実施することで、来館者の増加を目指していきます。地域や利用者のニーズにあった自主事業を企画し、自立化を促して定期利用につなげるなど利用率の向上を目指していきます。
- ⑦ 地域ケアプラザが、地域に開かれた身近な福祉・保健の相談窓口であり、介護保険の申請等もできる等の幅広い用途でご利用いただけることを広報紙やホームページなど既存の媒体を活用するほか、自主事業や出前講座、地域の高齢者サロン等でも情報発信していきます。
- ⑧ 貸館、相談室のWi-Fi設備を活用して、様々な理由で外出が困難な方がオンラインで事業に参加できる環境など、多様な可能性を確保することで施設の利用促進を進めていきます。
- ⑨ 貸館団体に不便なく貸館をご利用いただくためにも、さらに多くの利用者に効率的にご活用いただくためにも、稼働率に余裕のある時間帯や貸室で活動できる自立化サークルを自主事業から創出するなどの取組みを継続していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

＜総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）＞

高齢者や子ども、障がい者等の福祉保健等に関する相談を総合的に受付け、サービスの調整や行政サービスの申請代行、苦情相談受付やそれに伴う情報提供を行っていきます。

○地域ニーズの把握

適切な情報提供のためにまず不可欠なのはニーズの把握であると考えています。お祭りやイベント等の地域の様々な催し物には所長をはじめ、それぞれの専門職職員が可能な限り参加し地域の状況を把握していきます。又、自治会町内会ごとの見守り活動や、災害時要援護者、見守り活動への支援を通じて地域ニーズの把握に努めていきます。地域包括支援センターでは相談業務及び訪問等で得られる個人情報と地域情報を整理し地域の個別ニーズの傾向と支援の方向性を知るための重要な資料としていきます。

○主な情報提供内容

①高齢者分野

介護保険制度の居宅サービスや施設サービスの他、横浜市独自事業（食事サービスやおむつ給

付、ふれあい収集等)、地域権利擁護事業(社会福祉協議会所管 横浜生活あんしんセンターによる預貯金管理サービスや成年後見制度等)、法テラス(無料法律相談)等

②子ども分野

地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、一時保育、乳幼児一時預り事業、休日・年末年始保育、病児保育、病後児保育、24時間型緊急一時保育、横浜子育てサポートシステム、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園等

③障がい分野

障害者総合支援法のサービス、中途障害者地域活動センター、障害者手帳の交付、高額障害福祉サービス等給付費、障害者グループホーム等

○考え方及び提供方法

昨今の晩婚化や女性の就業率上昇、独居高齢者の増加などの社会情勢の変化に伴う、課題の複雑化に対応し、孤立化や対応の遅れなどのリスクを認識しつつ、より良い情報提供が可能となるような取り組みを行っていきます。

○他機関との連携方法

- ① ピアカウンセリング(当事者同士が集まってお互いの状況、心情を話しあうことにより、辛さを分かち合い助言しあう会)効果を期待できる家族会等のインフォーマルサービスの情報を、公的サービスの情報と同様に行政等関係機関と連携して速やかに必要な方々にお届けする取り組みを進めていきます。
- ② 民生委員の方々や区の担当ケースワーカーと情報交換を定期的に行い、地域の中で課題を抱えた方々への支援方法について検討し、可能な限り早期の訪問を開始する。その際は個々の世帯により異なる事情、長い年月を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観を尊重し、画一的な支援体制作りや指導的な対応は避け、共感的姿勢で接する事で信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示していきます。
- ③ 高齢者、障がい、こども支援、それぞれの各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で支援方法を検証する。より良い対応を常に追求し、独善的にならないよう客観性を確保する態勢で望んでいきます。介護・育児・障がい等の課題に加えて虐待や貧困等の課題も複合的にかかえている場合など複数の関係機関や部署を横断するような複合的課題を持つ事例があった場合は、必要に応じ関係部署間を仲介する役割を担っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

＜各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について＞

○各事業担当間及び野庭地区センターとの連携について

- ① 地域包括支援センター職員、地域活動交流・生活支援コーディネーターは、夫々の専門的業務や立場から捉えた幅広い個別支援や地域支援情報を日頃から共有するために、総合相談票の回覧、朝礼後のミーティング、定例の所長も出席する5職種会議等を実施していきます。共有した「個別ニーズ」「地域ニーズ」「地域の資源」等の情報から個別課題、地域課題の解決に向けた連携した事業展開に取り組んでいきます。(見守りネットのば事業、介護者の集

い、地域ケア会議等)

- ② 所長と5セクション（地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援、居宅介護支援、通所介護）で、月1回の職員会議を開催していきます。地域ケアプラザ全体の課題や5セクション、委員会等からの事業予定、事業報告を共有、意見交換することで一体となった施設運営を行っていきます。
- ③ 地域に根ざした地域ケアプラザとして、5セクションが連携し、関連施設とのイベント開催や地域行事の開催支援を行うことで、広く地域ケアプラザを周知していきます。（野庭ふれあいまつり開催、野庭住宅秋ふれあいまつりや野庭団地福祉の集い、のぼマルシェの開催支援）
- ④ 野庭地区センターとは、合築施設として、利用しやすい、地域に愛される施設運営を行う為、年1回「野庭ふれあいまつり」を共催で開催していきます。担当者同士の企画・打ち合わせ段階から開催当日を含めて、コミュニケーションを重ねることで、職員同士の連携、顔の見える関係を築いていきます。
- ⑤ 野庭地区センターとは、合同防災訓練の実施、共有設備の管理や防犯業務、館内清掃等で連携し、円滑で効率的な管理運営を行っていきます。
- ⑥ 野庭地区センターの事業内容や地域ケアプラザにはない機能（図書コーナー、音楽室、体育室、和室、プレイルーム、こどもスペース等）を把握し、適宜、相談対応時の情報提供や地区センターの受付に繋いでいく等の連携を心がけていきます。

野庭ふれあいまつり



エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方>

○自治会町内会とのネットワーク

地域ケアプラザにとって地域の方々とともに自治会町内会と協働し連携した取組みは必須要件と考えています。地区自治連合会と信頼関係を築き、地域に起こる様々な課題を見出し解決策を共に考えるなど、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指しています。このためには、地域ケアプラザ運営の方向性は常に自治会町内会と歩調を合わせ、ネットワークの起点になっているべきだと考えています。

○地区社会福祉協議会とのネットワーク

地区社会福祉協議会は、身近な福祉活動の担い手として活動し「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織され、地域の困りごとを発見し解決に向けた活動を住民同士で話し合い、取り組める民間組織としての「自主性」と、行政や専門家と対等な立場での意見交換や、共同募金などから成る福祉のためのお金を有効に地域で活用できる組織としての「公共性」という2つの大きな特徴を持っています。地域が抱える多様化した課題を正確に把握し、地区社会福祉協議会と情報共有しながら話し合い解決へと取り組んでいきます。地域課題への具体的な取組みは地区社会福祉協議会とのネットワークの中で進めていく必要があると考えています。

出前カフェ



○地区民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会の皆さまはそれぞれが担当する地域において、介護や子育てなど福祉に関する住民の相談に応じ、困難な課題を抱える世帯への支援方法の検討もされています。主任児童委員は地域の中の関係機関と連携し、子どもや子育て家庭を支援する活動を行う推進役として、児童に関する課題に取り組まれています。このように民生委員児童委員協議会は地域福祉の最前線の担い手ですので、当地域ケアプラザとしても密接に連携し取り組んでいきます。

- ①日常的に情報を共有し、民生委員児童委員の抱える諸課題に対しては、地域包括支援センターが専門的な立場から支援し、委員の方々が安心して活動出来る環境を作ります。また、困難ケース等については行政や関係機関につないでいきます。
- ②災害時要援護者の見守りなどへの取り組みを支援していきます。
- ③意見交換会を開催し、民生委員の役割の再認識と地域情報の共有化を図るとともに連携を深め、協働した取り組みを重ねていきます。

○シルバークラブとのネットワーク

シルバークラブは、高齢者が生きがいをもって安心して暮らしていくために、健康で自立し身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めるために「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組まれています。当地域ケアプラザでは、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えていますので、多くの方の参加を期待しています。高齢者向けの地域ケアプラザ事業等を円滑に進めるためにも、地区シルバークラブ連合会の方々との連携に努めていきます。消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報提供は機会あるごとに提供していきます。

○保健活動推進員とのネットワーク

地域での健康づくり事業や地域での健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック等）等をすすめている地区保健活動推進員とは協働して事業を行い、地域ケアプラザの事業の情報提供をし相互に随時情報共有していきます。

○見守りネットのば連絡会

当地域ケアプラザでは、地域の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、ゆるやかな見守りネットワークの構築に向けた事業として、「見守りネットのば連絡会」を開催しています。引き続き、地区社会福祉協議会や配食事業者、新聞配達、近隣の店舗、民生委員、ケアマネジャー等の多様な主体の皆様と、野庭地域の見守りに関する情報共有を行っていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<区行政との連携について>

○港南区の運営方針や事業等を踏まえたうえでの、港南区行政との連携について

- ① 当地域ケアプラザは、地域の身近な福祉・保健の拠点として、港南区の運営方針を理解し、「愛あふれる♥ふるさと港南に」を基本目標に港南区が展開する様々な事業を把握した上でお互いの役割分担を確認し、地域住民の皆さまや地域活動の支援に隙間が生じないよう連携して支援を行っていきます。

【主な港南区行政との連携について】

- ア) 港南ひまわりプランによる地域の皆さまと協働での地域づくりの推進
- イ) 港南ひまわりホルダーの登録推進と登録者数の拡大
- ウ) 港南区見守り協力事業者の登録推進と協力事業者とのネットワークづくり
- エ) 「あったかデジタル港南」の推進で弁護士によるオンライン法律相談等の周知
- オ) ICT を活用する若い世代の活動参加をしやすいとする為に、**港南ひまわりホルダー**自治会・町内会活動で ICT を活用できる環境づくりのサポート支援
- カ) 「港南区子育てサイトここなび」について、子育て支援自主事業等での周知
- キ) 子育て連絡会や港南図書館を通じ地域と連携して子育てを見守るネットワークづくり
- ク) シルバークラブの新規会員加入の促進の為に活動と活性化の支援
- ケ) 障がい者への理解とネットワーク推進
- コ) 「健康アクションこうなん5」の推進と地域への周知
- サ) 「港南ひまわり 83（ハチサン）運動」の推進と活動の支援
- シ) 「港南区防災5か条」の推進と地域への周知 等



- ② 高齢者・子ども・障がい支援、健康づくりや地域支援等を着実に進めていく為、日頃から区役所の各担当との顔の見える関係づくり、情報共有に努めていきます。
- ③ 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安全安心に暮らしていける地域づくりの為に、見守り・支えあい、防災・減災をはじめとする、様々な取り組みを地域の皆さまと協働で進めていくために、地域ケアプラザの役割として、地域住民からの相談、地域より把握したニーズ等を積極的に区役所に情報提供し、また共有することで、共に地域を支援するパートナーとして相互に連携していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

＜地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について＞

港南区地域福祉保健計画『港南ひまわりプラン』は、“**ふだんのくらしを** **あわせに**”を基本理念に、港南区民すべての人が一緒になって取り組みを進め、すべての人にとって「この地域に暮らしてよかった」と言える地域の実現を目指す計画です。目標達成に向けた4つのアクション（知る・つながる・できることをやる・支えあう）を掲げていることが特徴的で、区計画と地区別計画を併せたものを、港南ひまわりプランとしています。



区計画に関しては、港南区内10ケアプラザの一員として、港南区役所、港南区社会福祉協議会、各関係団体と連携して、プランの推進や振り返りを総合的に協議する港南区地域福祉保健推進協議会や区全体の情報・活動を住民の方々と共有する場としての「しゃべっ Ciao」の開催支援を企画検討段階から協力していきます。

担当地域内の3地区別の地域福祉保健計画に関しては、福祉・保健の活動だけでなく、地域の

お祭りや防災・防犯、美化活動なども対象です。色々な制度や仕組みが重なりあっているものが多いため、組織を超え、港南区役所、港南区社会福祉協議会と協働の支援チームとして、地域の情報を共有して、夫々の地域の方々が目標に向かって、主体的に計画の推進、活動ができるように、又、地域にとって一番身近な立場として、常に「課題解決の視点」「住民参画の視点」「協働の視点」を意識し、地域の方々に寄り添いながら丁寧な推進支援を行っていきます。

各地区別の地域福祉保健計画の推進を通じて、各地区の活動を総合的に支援する為、港南区役所・港南区社会福祉協議会・地域ケアプラザが支援チームとして連携し、地域の課題解決の為、各地区の連合自治会や社会福祉協議会との協働による取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めていきます。支援チームには、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題を「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、潜在的な地域課題を把握し、伝えていくことも求められると考えております。支援チームメンバーで、各地区の情報を共有し、地区の課題や各地区への支援目標の検討を行い、チームメンバーが夫々の日常業務の中で把握した地域の情報、地域展開している事業の情報、そこから分析した地域の課題等を共有し、優先的に取り組まなければならない課題は何か検討していきます。

【担当地域の地区別地域福祉保健計画の推進と支援内容】

○野庭住宅地区地域福祉保健計画「野庭にじいろさんごプラン」

目標：1. 住民の交流・ふれあいを大切にしよう
2. 一人ひとりがつながり支えあおう

- ①野庭にじいろさんごプラン推進委員会（にじいろさんごの会）の開催支援を行っていきます。
- ②年1～2回実施の意見交換会の開催支援を行います。
- ③「野庭住宅：秋ふれあいまつり」の開催に関して、企画・検討段階から協力していきます。



○野庭団地地区地域福祉保健計画「いきいき健やかふるさと♡のぼ」

目標：「誰もが安心して住み続けられる野庭団地」を目指して

- ①いきいき健やかふるさと♡のぼ推進委員会の開催支援を行っていきます。
- ②野庭団地地区地域支えあいネットワーク会議の開催支援を行っていきます。
- ③「ふるさと♡のぼ福祉の集い」の開催に関して、企画・検討段階から協力していきます。
- ④「のぼマルシェ」の開催に関して、企画・検討段階から協力していきます。



○永野地区地域福祉保健計画：「くじら計画」

目標：1. だれもが楽しく年を重ねられるまちにしましょう！
2. 子どもが伸び伸び育ち、愛着がもてるまちを作りましょう！
3. 清潔で安全なまち「永野」のくらしを楽しみましょう！

（主な推進支援内容）

- ①くじら計画の主担当である、上永谷駅前地域ケアプラザとは、地区状況の情報提供、情報交換を密に行い、地区課題の解決に向けての推進支援に努めています。
- ②永野地区において、担当地域内の下野庭、上野庭町内会の地域活動には、積極的に参加し、可能な限りでの協力を行っていきます。



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組

について、具体的に記載してください。

<自主企画事業について>

○地域のニーズに沿った自主企画事業

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター3職種が地域行事やサロン等へ積極的に参加するなど様々な機会を通じて情報を収集し、ニーズの把握に努めていきます。夫々集めた情報は地域ケアプラザ内で共有し、地域ニーズや地域で抱える課題を把握し、地域に応じた内容を企画に反映させていきます。その上で、高齢者分野、子ども分野、障がい児・者分野等、どの分野にも偏ることがないようにバランスを取りながら企画運営を進めていきます。

○自主化への取り組み

自主企画事業を立ち上げる段階から自主化に向けたスケジュールを意識していきます。事業のまとめ役となる人材を事業実施期間中に支援し、必要に応じて講師の情報提供や自立後の参加費及び講師料に関する条件の調整等を行い、継続的に円滑な運営ができるように調整していきます。自主活動運営時にその担い手に大きな負担がかからないように注意しながら、安定性・継続性のある体制作りを支援していきます。

○高齢者支援事業

高齢者の外出支援、仲間づくり、ボランティアの発掘・育成、貸館団体の活躍の場の提供等を目的とした「にこにこ野庭サロン」事業は、引き続き、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター3職種と協働で実施していきます。

人気の高い体操や歌声サロン、地域の方の集いの場や交流のきっかけとなる自主事業を企画実施していきます。また、男性高齢者の集いの場も作っていきたいと思います。

○障がい児・者支援事業

障がいの方でも、住み慣れた地域の中で安心して生活ができるような支援を行います。

ア) 港南区社会福祉協議会と区内地域ケアプラザの協働で「地域とのつながりを目的とした障がい児者支援事業」に取り組んでいきます。(当地域ケアプラザでは、ボランティア活動の受け入れ事業、グループホームと自治会町内会や作業所と見守り協力事業等の顔の見える関係づくり事業等)

イ) 港南区障害者団体連絡会による障がい理解出前講座を活用して、地域防災拠点訓練や地域の会議等でお話をする事で、地域の方々の障がい理解を深めていきます。

ウ) こうなん来夢(港南区内の地域作業所の連合体)の販売の場を提供し、地域の皆さまやデイサービスの利用者との交流を深めていけるように支援していきます。

エ) 地域の訓練会の活動PR及び作品展の場の提供 等

○ハッピータイム☺NOBA 事業(野庭地域ケアプラザ子育て支援事業の総称)

子育て支援に関しては、周辺の幼稚園・保育園、図書館、ボランティアの皆さまと連携して、子育てに関する悩みや不安を軽減できるような情報提供、仲間作り、憩いの場の提供等を目的としたハッピータイム☺NOBA 事業を引き続き実施していきます。

ア) わくわくミュージックランド(子育て親子の交流の場)

イ) どれみの森のおともだち(子育て親子の交流の場)

ウ) わくわくハロウィン (子育て親子と地域ボランティアの交流の場)

エ) ぽかぽかランド (近隣の幼稚園・保育園と共催事業)

オ) 音楽隊 (近隣の幼稚園・保育園と共催事業)

カ) 日々のパン作り (野庭第二保育園との共催)

キ) わらべうたと絵本を親子で楽しもう (港南図書館との共催)



ハッピータイム☺NOBA

○子ども支援事業

ア) のぼこども食堂の開催

子どもの居場所づくり事業として、地域の福祉保健活動団体と連携して開催します。

イ) 子ども達を地域福祉の担い手にとらえています。小中学校への福祉教育を展開して、高齢者や認知症、障がいの理解、車いす操作等の出前講座を行い、地域で活躍できるボランティア精神の醸成に努めています。

○地域との交流事業

地域との交流を大切にして、ケアプラザのPR、福祉保健活動団体の活躍の場の提供、地域の子どもから大人まで多世代交流の場として野庭ふれあいまつりを引き続き開催していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<福祉保健活動団体等が活動する場の提供について>

○利用促進を図る為の取組

① 貸館利用が福祉保健活動及び地域活動交流の場であることを地域の方々に積極的にPRし、利用促進の取組を推進していきます。

ア) 貸館4部屋の特徴と写真を掲載したチラシを地域ケアプラザ入口に掲示します。

イ) 広報紙、ホームページ等に貸館利用についての案内を掲載します。

ウ) 地区センターや近隣店舗に貸館利用についての案内の掲示を依頼します。

エ) 地域イベントや出前講座の際、貸館利用についてのチラシを配布し積極的にPRします。

② 福祉保健活動団体、貸館登録団体(団体Ⅰ・Ⅱ)が施設内外で活躍できる場として、下記の事業等でのボランティア活動のコーディネートに努めていきます。

ア) 当地域ケアプラザのデイサービス事業

イ) 子育て支援事業(ハッピータイム☺NOBA)

ウ) にこにこ野庭サロン等の高齢者支援事業

エ) 野庭ふれあいまつり

オ) 当地域ケアプラザ廊下への作品展示

カ) 介護保険施設や地域で開催するイベントや高齢者サロン

③ 貸館団体(団体Ⅰ)が定期的、継続的に福祉保健活動できる場を提供していきます。地域ケアプラザが調整役となり団体間での活動スケジュールを調整し、計画的にご利用いただくこ



元気のちかみち隊 ベル演奏

とでスムーズな活動を支援していきます。

ア) NOBAメイトの会（認知症キャラバンメイト連絡会）

イ) こんぺいとう倶楽部（のばこども食堂）

ウ) 元気のちかみち隊（ベル演奏による慰問活動）

エ) てんとうむし、のびるの会、チャコの会、ベルの会（介護予防、認知症予防教室）

オ) ポンポンクラブ（障がいご家族訓練会）

④ 受付に最新の貸室予約状況台帳を設置し、空室を効率的に予約していただけるよう努めていきます。又、貸館団体には登録時からおおよその活動予定を決めていただき、できる限り貸室希望日時の重複が無いよう調整を図り、曜日や時間の偏りを減らすことで効率的な利用に努めていきます。

⑤ 利用団体にも調整や譲り合いにご理解ご協力いただけるよう丁寧な説明を心がけます。また、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりするなどの、利用時の負担軽減により活発な活動を支援していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<ボランティア登録、育成及びコーディネートについて>

ボランティアの語源は、ラテン語の「voluntas（意志）」だそうです。地域の方々が自発的な意志で人や社会に貢献する意義を踏まえつつ、ボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなくボランティア発掘や育成にも積極的に取り組んでいきます。

① ボランティア登録・育成事業として「団暖会・ぽかぽかハートネットワーク事業」を地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携し行っています。

ア) ボランティア活動を行っていくのに役立つ講座（認知症や障がい理解、防災、傾聴、車いす操作、介護保険勉強会等）の開催や情報提供を行います。

イ) できる事を楽しくボランティア活動が続けられるように、ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の情報交換、仲間づくりの場を提供していきます。

ウ) 地域ケアプラザで登録、活動しているボランティアが、他事業や地域においてもニーズに合った活躍できる場のコーディネートを行っています。

エ) 地域ケアプラザ職員は、ボランティアが意欲を持って活動していただけるように、日々のコミュニケーションに努めて活動支援を行っています。

② 子育てに関する自主事業としてキッズルームや親子体操、ベビーリトミック、キッズリトミックを行い、その子育ての自主事業に関った親御さんたちを子育てボランティアの担い手として働きかけます。また、子育て支援事業などで保育ボランティアを募り、保護者が事業に専念できるようにするだけでなく、ボランティア活動の機会を増やし相乗効果をもたらすよう努めていきます。

③ 障がい児の通学など、障がいのある方にとっては移動に課題を持つケースが多く見られます。その為、移動支援を担うボランティアへのニーズは高いように見受けられます。特に障がい児を支援するガイドボランティアは子どもの成長に合わせて継続的な関係性を維持できる

ことから、障がい児・者が将来に渡って安心して地域に暮らし続けるための心強い存在になり得ることから、当ケアプラザでも発掘と育成に取り組んでいきます。

- ④ 地域のボランティア団体とのコミュニケーション、ニーズ把握に努め、地域の中で孤立しないよう継続的な活動の支援、情報提供に努めていきます。
- ⑤ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」の受入れ施設として、地域の方に積極的にPRし、シニアボランティア登録研修会の開催で新規のボランティア登録促進と活動の場のコーディネートに努めていきます。
- ⑥ 小中学校の総合学習（福祉教育）へ積極的に関わり、認知症サポーター養成講座等を実施して、子ども達を地域の一員としてとらえたボランティア精神の醸成に努めていきます。



エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について>

○情報収集

地域住民のニーズを把握し、地域内の社会資源を把握することにより関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となります。さらに今後どのようなサービス開発が必要なのかも同時に把握できます。以下に具体策を提示します。

①社会資源の把握

地域のボランティア活動団体や企業のボランティア活動の取り組み等に関して、広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営の為の支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させていきます。

ア) 行政機関

横浜市や区保健福祉センター（福祉保健課、高齢障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課など）や保健所、消防署等との連携を定期的に行うことにより正確で有益な情報が数多く入手できます。

イ) 保健・福祉・医療の各団体

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関や団体があります。こうした団体の活動内容を把握し連携を図ります。特に民生委員児童委員協議会の取組みに、日頃から密接に連携することで地域の取組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携して地域課題を共有していきます。

ウ) 自治会・町内会

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もあります。こうした組織の活動内容は主に、(1)見守り・声かけ活動(2)生活支援等の助け合い活動(3)体力づくり活動などがあります。これらの活動と連携してだけでなく、時にはこうした活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

エ) ボランティアグループ・NPO

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、当地域ケアプラザとして特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償ボランティアで活動を行っている団体や有償で助け合い活動を行っている団体もあると思いますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制確立に努めます。活動団体には高齢者を支援する社会資源として活用するだけでなく、高齢者自身の社会参加や社会的役割を果たす機会としての側面もあるものと考えます。

オ) ボランティアセンター 社会福祉協議会

社会福祉協議会は全国、都道府県、市区町村の段階でそれぞれボランティアセンター等を設置しています。上記のボランティアグループやNPOなどと連携していくにあたっては、地域内のとりまとめとして状況を把握しているボランティアセンターと連携も必要となります。地域内の様々な組織やキーパーソンを紹介してもらい、共同で人材養成等を行うことも進めていきます。

②生活支援サービスに対するニーズの把握

既存の統計データや調査結果を把握し、地域住民との活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する地域住民の生活ニーズの状況を捉えていきます。現状のサービスや活動では対応が難しい問題も、今後の対応を考えていくうえで非常に重要な点が含まれている為、しっかりと把握していきます。また地域で活動する専門職からも貴重な情報が得られます。

ア) 個別事例の情報収集と分析

既に様々な専門職が生活支援に関わっている場合も多いので具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や他の地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することができます。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにつなげていきます。

イ) 行政資料の活用

地域住民の状況は行政の保険年金課や介護保険課等がデータを取りまとめており、介護保険事業計画では過去からの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い報告書にまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用していきます。

ウ) 個別訪問・地域住民懇親会

個別訪問や地域住民懇親会等で直接の声として具体的な生活ニーズを把握します。個別訪問は心身の状態や生活状況、周辺の環境を把握することもできます。安否確認やコミュニケーションの機会としての訪問を活用し、対象者との関係性を構築していきます。

○情報提供

①館内での情報掲示

個別の情報提供の他にも当地域ケアプラザ貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業に関する情報は地域ケアプラザ館内でも積極的に掲示し、自身で比較検討や選択ができる体制も整えます。また、広報誌やホームページ、個別チラシ等での周知活動も活発に実施していきます。

②地域・近隣施設への情報提供

地区自治連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等の会合に出席させて頂けるようお願いしていきます。地域の夏祭りや新年会といったイベントや防災訓練、小学校行事等へ積極的に出席するなど、様々な場面でニーズを把握し情報を提供します。

③ケアプラザ広報紙

定期的にケアプラザ広報紙を発行し、地域への回覧や町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じてPR活動を実施していきます。また、法人ホームページも広報紙等の内容を紹介しインターネットからも簡単に情報が得られる環境を作っていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<高齢者の生活上のニーズ把握・分析について>

〇担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について

担当地域は、高齢化率が突出して高い地域です。担当地域における生活支援体制整備事業及び生活支援コーディネーターの役割はとても重要になっています。高齢者の生活上のニーズを把握・分析していく為、下記の内容に取り組んでいきます。

- ① 横浜市や港南区役所から提供される高齢化率や高齢者独居・夫婦世帯数、要介護・要支援認定者数等の既存のデータ（データブック港南、地区状況シート等）と調査報告書や各種統計資料を活用して、データ・資料から読み取れる担当地域の特徴や傾向を把握していきます。
- ② 港南区社会福祉協議会から提供される送迎サービスや生活福祉資金の相談者等の統計データを活用してデータ・資料から読み取れる担当地域の特徴や傾向を把握していきます。
- ③ 地域包括支援センターや居宅介護支援と連携して、相談票の回覧やカンファレンスの参加等を通して、相談ケースを日常的に共有し、個々の相談ケースから特に介護保険ではカバーできない高齢者の生活上のニーズの把握に努めていきます。
- ④ 地域ケア会議の参加を通して、複数の個別支援から把握された共通の課題や現在の制度や地域資源では対応できない個別課題などを積み上げていくことで地域課題、高齢者の生活上のニーズの把握に努めていきます。
- ⑤ データだけでは得られない地域の状況や高齢者の生活上のニーズ把握の為、直接地域に出向いて、各自治会・町内会や民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域活動の参加者、店舗、事業者、ケアマネジャー、自主事業参加者などを対象にしたヒアリングやアンケート調査を実施していきます。

- ⑥ 上記の情報やケアプラザ内5職種持っている情報を共有して、高齢者の生活上のニーズ内容、傾向を分析し、連合自治会や地区社会福祉協議会等の地域の方々と協働で課題解決に向けた分析・検討を進めていきます。
- ⑦ 集めた情報を可視化（グラフや表、マップ、分類、組織や人物の相関図等）にして、見やすく分かり易くすることで、地域の方々が、話し合い・検討の場でスムーズに分析・検討できるようにしていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について>

- ① 地域ケアプラザ内（地域活動交流、地域包括支援センター、ケアマネジャー）や区社会福祉協議会、区役所が把握している多様な活動・サービス及び社会資源の既存情報を最大限活用し、生活支援コーディネーターとして不足している情報の把握・分析に努めていきます。
- ② 地域の活動団体やグループのほか、生活の中で自然に行われている助け合いやNPO法人、企業（野庭ショッピングセンター・サブセンター内の店舗等や郵便局、コンビニストア）のこれらが、様々な生活の担い手になる可能性があるため、積極的にアンケートやヒアリング等の実施による多様な主体の社会資源の把握・分析に努めていきます。
- ③ 当地域ケアプラザ発行の社会資源情報誌「のば生活応援マップ」に掲載している地域の医療機関、店舗、介護保険事業所、薬局、活動場所等の情報を定期的に更新していきます。更新把握の過程で、地域の中でつながりたい相手や有機的な情報も得られるような関係性を作っていきます。
- ④ 地域活動やイベント、会議等に積極的に参加することで、地域住民や組織などの社会資源を把握していきます。地域住民と顔の見える関係性が強まることで社会資源の把握にとどまらず、活動の利点や課題、ニーズも把握することができるので、情報を整理して分析することにつながります。
- ⑤ 地域を歩く、地域に出向くことで、町内会の掲示板や公園、バスの停留所、地域の方とのコミュニケーション等で新たな地域情報を収集していきます。収集した情報は、リストや情報誌などにまとめ分かりやすいものにしていきます。
- ⑥ ①～⑤の活動をきっかけに、情報は横浜市のインフォーマルサービス情報データベース（Ayamu）に集約することで、地域ケアプラザ全体で社会資源の把握や分析が進み、又、社会資源を生かした活動へつなげていきます。
- ⑦ 担当エリアには、多くの企業や事業所がありますが、地域とのつながりが希薄な場合が多々あります。そこで主任ケアマネジャーと連携して近隣の事業所を訪問し地域ケアプラザが社会資源の把握に努めていきます。生活支援コーディネーターからも生活支援体制整備事業を地域のケアマネジャーへ周知する機会となるので、ケアマネジャーと住民主体の生活支援ボランティアのつなぎ役として地域ケアプラザが関わることで、介護保険ではカ

バーできない部分を住民ボランティアが支援することで両輪がうまく稼働できるようにしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

＜目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について＞

○協議体について

高齢化社会により災害や孤独死などさまざまな不安が多くなる中、住み慣れた家でいつまでも安心して暮らし続けられるような地域にするにはどうしたらいいかという課題解決のため、自治会町内会や地域の方々に呼びかける形や自発的な形で、地域課題の抽出、地域課題解決に向けた取組みを協議する場として協議体を設置します。その協議体から派生する形で見守り訪問ボランティアや手助けしてあげ隊等の立ち上げの支援やネットワークづくりに取り組んでいきます。

担当の生活支援体制整備事業の圏域は、市営住宅と分譲団地の2つの大きな住宅群が混在し、高齢者単身・夫婦二世帯や認知症高齢者が増加しています。また高齢になった親と引きこもりや障がいのある子どもと同居している世帯も多く見られる地域であり、港南区平均をはるかに上回る高齢化率で今後も加速度的に上昇が予想されます。この急激な変化において、担当圏域においては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくことができるように、地域で互いに見守り、支えあい、人と人がつながり、お互いが顔の見える関係づくりに取り組んでいく必要があります。

担当圏域の「地域の見守り・支えあい」をテーマとして、自治会町内会の地域住民と見守り協力事業者や配食事業者、新聞配達、郵便局、近隣店舗等とが、協働で見守り・支えあい活動を行っていけないかという協議体（研修会、意見交換会）を開催しています。この協議体から各自治会町内会における見守り訪問ボランティア活動に発展し、事業所等も業務範囲の中での継続した活動の協力・連携をしていくことで、活動体制の広がりで見守り・支えあい活動におけるネットワーク体制を構築していく為の協議体として継続的に取り組んでいます。

このように、「住民が必要とする活動」を基盤として、その必要性に応じて組織の在り方を発展させる組織構築を働きかける事で、徐々に組織運営のノウハウや実績を積み上げる、という手法を考えております。協議の場を設置することで、参加する地域住民が自由に意見を出し合い、課題を共有して解決に向けた検討をすすめていきます。ニーズを素早く把握し、専門職・地域住民を巻き込んで共有・協議することで、課題解決に向けスムーズな進行ができると考えています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

＜高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援＞

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう高齢者の生活支援に活用できる社会資源を整理・共有し、ニーズとのマッチングが地域ケアプラザの重要な取組みになります。

○移動販売による買い物支援

野庭住宅地区（市営住宅）では、住まれている高齢者から、近隣のスーパーやコンビニストアへ歩いて買い物に行くことが距離的に難しい、しんどくなってきたという声が地域ケアプラザの



個別相談にも多く寄せられるようになりました。各自治会役員の皆様等と共有する中でも、日曜清掃やイベントに参加している高齢者や見守り訪問ボランティアの活動等で訪問先の高齢者から同様のニーズを感じていたということから、敷地内の中に移動販売が来てくればということになりました。区役所・区社会福祉協議会と連携し移動販売の可能な企業を調査し、地域貢献を望んでいるスーパー

の野庭住宅内4拠点での移動販売の実施につながり、現在では買い物支援の場としてだけでなく、自治会役員さんを中心に安否確認や交流の場としてのコミュニティー機能としての役割も出てきています。引き続き、各拠点の自治会役員と移動販売業者との意見交換の場を設定し、地域、企業双方にとって効果的な移動販売になるよう取り組んでいきます。

○地域の居場所活動拠点「なごのば」の活用

野庭団地のシルバークラブでは「オールのば友愛活動」の活動を行っています。連合加入、未加入に関わらず、シルバークラブへの加入を促進していく取り組みで、高齢者が普段の生活の中で、気軽に通える・気軽に集える・気軽に交流できる場を確保したいという相談を地域ケアプラザが受け、野庭地域の皆さままで運営されている、地域の居場所「なごみのば」の利用を提案し、双方のマッチング調整を通じて月1回開催の継続的な支援を行っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<総合相談支援業務について>

市営住宅と分譲団地の2つの大きな住宅群が混在し、高齢者単身・夫婦二世帯、また高齢になった親と引きこもりや障がいのある子どもと同居している世帯も多く見られる地域であり、港南区平均をはるかに上回る高齢化率で今後も加速度的に上昇が予想されます。この急激な変化において、地域包括支援センターは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくことができるように、地域で互いに見守り、支えあい、人と人がつながり、顔が見える関係づくりに取り組んでいきます。そのために、下記の内容で、総合相談支援事業を展開していきます。

- ① 地域の身近な総合相談窓口として、高齢者に限定せず、障がい児・者、子育てなど間口の広い相談対応を行い、必要に応じて港南区福祉保健センターや各関係機関に繋げていきます。
- ② 老々介護や高齢者と障がい児・者やひきこもりの世帯等、多問題を抱える方が地域から孤立することを防ぎ、地域で困っている方、認知症の方、虐待の疑いがある方、悪質商法、詐欺の被害にあっている恐れがある方など早期に発見し、早い段階での相談、介入ができるネットワークを構築していきます。
- ③ 地域ケアプラザの広報紙を中心に事業や普及啓発のチラシ等を、医療機関、薬局、郵便局、配食業者、店舗等に持参しながら、日頃から顔が見える関係作りに努めていくとともに、地域ケアプラザとともに地域住民を支えるネットワークの一員として、気になる方がいれば地

域包括支援センターに情報が寄せられるように関係づくりを進めていきます。

- ④ 常に保健・医療・福祉その他各種サービスの最新情報の把握に努めながら、多問題を抱える相談が多い地域性を考慮し、本人の主体性を活かしながら、一人ひとりの状況にあったサービスが利用できるようにきめ細かな相談、支援を実施していきます。
- ⑤ 地域ケアプラザまで来ることが大変な高齢者などに配慮し、地域の集会所や町内会館などに出向き、介護保険の説明や介護予防、ケアプラザの活用術等の出前講座を実施します。又、職員が直接自宅に行き相談を受けるなど顔の見える関係づくりを行うことで、地域ケアプラザまで行かなくても気軽に相談できる環境を構築し、「何かあれば、まずとにかく地域ケアプラザに連絡をしよう」という認識を高めていきます。
- ⑥ 地域ケアプラザへの来所相談については、相談室で対応しプライバシーへの配慮及び個人情報保護に努めていきます。また地域ケアプラザの全職員が地域包括支援センターの業務理解に努め、地域住民等からの初回相談時に地域包括支援センター職員が不在であっても適切な対応（的確な情報伝達等）が出来るように努めていきます。
- ⑦ 民生委員・児童委員協議会の定例会や地域の高齢者サロン、インフォーマルサービス活動などに積極的に出向き、参加されている方や関係者へ地域包括支援センターの業務内容を説明する機会を頂き、情報共有を密にとることで、ニーズの把握と顔の見える関係を築いていきます。
- ⑧ 介護保険の相談に遠方の家族がオンラインで参加したり、オンライン上で資料を示しながらの相談対応など、ICT環境の整備が進んでいます。自宅からの相談など相談者の利便性向上を図り、より効率的できめ細やかな対応が出来る相談支援体制を確立していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<認知症支援事業について>

担当地域は、今後も認知症高齢者が増加していく事とそれに伴い認知症を含む疾病により介護を要する高齢者、介護をしている家族も増加して行くことが見込まれます。独居高齢者、高齢の夫婦のみ世帯も多い地域性を考慮し、「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」を推進していく為に、認知症支援事業を下記の内容で展開していきます。

- ① 総合相談での認知症のご相談には、医療や介護の各種制度の情報をわかりやすくお伝えし、早期発見、早期治療に繋がられるよう様に対応していきます。医療に繋がっていない方には、医療機関の情報提供や医療連携室と連携をしながら受診の支援を行います。必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携をしながらの支援も行っていきます。
- ② 民生委員の定期訪問やボランティアによる見守り訪問などの地域主体の見守り活動とも連携し、その中で挙がった様子の気になる高齢者世帯等への早期アプローチの対応に必要な支援へ繋いでいきます。
- ③ 地域の団体、企業、学校等を対象に、認知症サポーター養成講座やイベントを開催し、地域の幅広い世代へ認知症についての正しい理解の促進を行っていきます。
- ④ 野庭地域の認知症キャラバンメイトの団体である「NOBA メイトの会」を引き続き支援し、認知症サポーター養成講座の実施等、活動の企画準備や情報共有を行う定例会の実施のほか、地域に根ざした認知症普及啓発活動を行っていくよう支援していきます。

- ⑤ 認知症になっても本人、家族が安心して暮らせる地域づくりのため、下記の野庭地域ケアプラザにおける認知症支援事業を継続して実施していきます。
- 介護者のつどい「なごみの会」
介護をしている家族が介護当事者同士や社会福祉士へ気軽に話ができる場をつくり、介護者のリフレッシュをはかり、共倒れや虐待を防ぐことを目的に開催します。
- 講座「転ばぬ先の杖」
認知症になった時や介護が必要になった時などの「もしものとき」に備え、活用できる情報を活動中、自立しているシルバー世代へ発信することを目的に開催します。
- ⑥ 市・区で実施している「認知症高齢者等 SOS ネットワーク」や「港南ひまわりホルダー」、野庭地域ケアプラザ独自の「野庭あんしん登録」について地域住民や民生委員、ケアマネジャー等の支援者へ情報提供し、上記サービスを要する認知症高齢者が登録へつながるように普及啓発を行っていきます。
- ⑦ 認知症本人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が整備され、横浜市においても認知症施策推進計画に位置付けられたチームオレンジのコーディネート機能を当地域ケアプラザでも担う役割があります。認知症の方が参加しやすい環境づくりや見守りサポート体制づくりに寄与するため、認知症サポーターのフォローアップ講座の開催やグループホームの地域交流スペースを活用した認知症家族や近隣の地域の方々が交流・相談できるカフェの開催の立ち上げ支援を行っていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<権利擁護事業について>

○高齢者虐待防止について

- ① 高齢者に対する虐待は、家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されにくい等の課題により顕在化しにくいことも事実です。民生委員との定期的な連絡会を開催し情報共有を密にして、虐待に関する相談及び対応を進め虐待の実態を的確にキャッチし迅速に対処できるように努めていきます。
- ② 地域包括支援センター職員は、総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で虐待が疑われる情報をすばやくキャッチし、区役所等と連携し、専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意して対応していきます。
- ③ 高齢者虐待の早期発見・未然防止の為、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所等と常に連携を図っていきます。又、介護保険事業所には、虐待に関する出前講座も実施していきます。
- ④ 虐待が疑われる際には、迅速に区役所と情報を共有しながら対応し、高齢者虐待防止へ向けて、養護者自身の心身の健康管理が図れ、サービス利用や相談機関につながるように情報の発信に努めていきます。
- ⑤ 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図ります。そして、法人で定めた虐待防止のための指針に基づき、虐

待防止のための研修を定期的実施していきます。

○成年後見制度や消費者被害防止について

- ① 成年後見制度やあんしんセンターの仕組みや活用方法について、難しい内容よりもその活用の重要性について重点を置き、分かりやすい内容での出前講座を推進したり、広報紙等に掲載したりしながら利用促進に努め、詳しい内容は、実際の相談対応で相談者に寄り添った支援をしていきます。また近年では家族信託などの制度もあり、制度の知識を深め利用者に分かり易く説明できるように努めていきます。
- ② 港南区版エンディングノートの普及啓発の為の講座を開催していきます。また任意後見制度や生前事務委任等行う方も多くなっています。支援をさせて頂く中で、エンディングノートの活用も進めていきます。
- ③ 訪問販売、振り込め詐欺などによる被害を未然に防止する為、警察、区役所、民生委員、消費生活推進員等と連携した活動を行い、被害防止意識の高い地域づくりを進めるとともに、出前講座や広報紙、チラシ等を活用し、普及啓発を行っていきます。
- ④ 多額の負債を抱えている相談に対しては、あんしんセンターや法テラス等の案内を行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ① 担当地域は、市営住宅と分譲団地の2つの大きな住宅群が混在し、高齢者単身・夫婦二人世帯や8050問題と言われる高齢になった親と引きこもりや障がいのある子どもが同居しているケースが多く、世帯での支援が必要なケースが多数見受けられます。このようなケースの場合、ケアマネジャーだけでの支援では難しい為、ケアマネジャーと地域の関係機関や区役所の障害担当、生活支援担当等との連携、在宅と病院・施設の連携など、多職種相互の協働等による体制の環境整備に努めていきます。
- ② 担当地域のケアマネジャーが個々の高齢者の状態や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、定期的に事業所を訪問し相談・助言することで地域における連携・協働の体制作りや個々のケアマネジャーに対する支援等を行っていきます。
- ③ 担当地域のケアマネジャーが様々な事業所や団体との連携強化が図れるような連絡会や研修を開催することで、企業の宅配サービスや配食サービス、介護予防のための地域の体操教室や生きがいつくりを目的とした地域の中のサロンやサークル活動などの情報を紹介、関係者につないでいきます。
- ④ 地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会と協働し、ケアマネジャーとの相互理解を深めるための勉強会等を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容としています。
- ⑤ 民生委員とケアマネジャーが同席する形での介護保険制度等の勉強会「民生委員とケアマネジャーとの懇談会」を定期開催し、顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めていきます。
- ⑥ 毎年度、港南区内の地域包括支援センターの主任ケアマネジャー合同による新任ケアマネジ

ヤーの為の育成支援研修の開催運営に協力しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ① 定期的に野庭地域ケアプラザ協力医と話し合いの場を設定し、エリア内の高齢者の生活状況や時事的な話題を共有しています。又、介護保険サービス事業所や居宅介護支援事業所のケアマネジャーが協力医に医療的な相談ができる体制も整えています。
- ② 医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報紙等を持参し毎月担当圏域の医療機関に訪問します。特に野庭地域ケアプラザの協力医でもあります訪問診療のつながるクリニックとは、緊密に連携を行い対象者等の支援を行っていきます。
- ③ 医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所や医療機関等の関係機関と連携して速やかに適切に対応していきます。
- ④ 窓口相談や民生委員等から、医療・介護に関する相談を受けた時は、必要に応じ、港南区在宅医療相談室を活用、繋げていく等の協力体制を築いていると共に、地域ケア会議の参加依頼等も行い、日頃からの連携に努めています。
- ⑤ 年3回、港南区内の開業医、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者等のネットワーク構築や専門性の向上を目的に、「医福ネット港南」が開催され出席しています。回数を重ねるごとに、参加人数も増加。参加者が連携意識を強く持ち医療と福祉のネットワーク構築に取り組むことができはじめています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<地域ケア会議について>

○個別ケースの地域ケア会議を活用した取り組み

横浜型地域包括ケアシステムを実現する一つの手段として、年間3回以上の個別ケース地域ケア会議を開催していきます。具体的には、会議で個別事例を取り上げ、今までケアマネジャーや介護保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えていた課題について、地域包括支援センターの保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士は勿論、地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、医療や介護の専門職、地域住民（民生委員や自治会長、シルバークラブ等）が一緒になって個別課題解決の話し合いを行います。

その結果、新たな視点での解決方法が見つかる場合もありますし、仮に解決策が見つからない場合でも、地域住民の有志が新たに集まる機会を提供でき、更にその集まりから新しい連携が地域に作られる事も期待できます。そのような関係が自然発生的に作り上げられる事により、地域において新たに問題が発生する事そのものを予防する会議としても機能できるよう体制構築を進めていきます。

さらに、地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題が明確になり、課題を正確に把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の長期化を予防する事になります。地域でのその人

らしい生活の継続の実現に向けて当地域ケアプラザでは定期的に開催する地域ケア会議から得た地域の課題・ニーズを集約し、自主事業やボランティア活動にもつなげていきます。

○包括レベルの地域ケア会議を活用しての取り組み

又、各個別ケース地域ケア会議で見えてきた地域の課題や良い取組みをケアプラザ圏域レベルで共有し、困りごとの解決の話し合いを行うための包括レベル地域ケア会議を開催します。その際は、ケアプラザ協力医等の地域の医師や薬局の薬剤師、介護保険事業所、一般企業等の参加も促し、地域住民や地域の自治会町内会、地区社会福祉協議会等の方々との顔の見える関係を作っていくことで、より広い視点での地域課題の把握・検討を行っていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について>

○事業実施にかかる人員の確保

当地域ケアプラザの地域包括支援センターは、社会福祉士（2名）、主任ケアマネジャー、看護師の3職種4人体制で介護予防ケアマネジメント事業を進めています。地域包括支援センター3職種自らが行うケアマネジメントと共に、近隣の居宅介護支援事業所（ケアプラザ内の事業所を含む）への委託、さらには必要に応じプランナーの採用等、適切な人員を確保し体制を整えていきます。専門職の人材は「3 職員配置及び育成」で述べた通り、法人内の異動及び新規採用によって確保していきます。

○人員の育成計画

当法人には職員の定着とES向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援、業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。又、市役所、区役所などが開催する介護予防ケアマネジメント従事者研修をはじめとする様々な勉強会に積極的に参加をしてスキルアップに努めています。

○業務委託についての選定方法

業務の委託先の選定については、法令遵守に則り介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を行うにあたって協力関係が築けることが大切であると考えています。特定の事業所に偏ることのないよう公正・中立の立場でこれからも委託先を選定していきます。

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者としてケアプランに位置付けるサービス提供事業所の選定の際には、選択できるように一覧表やハートページの活用を基本として、ご利用者の意向を反映できるように努めています。又、1回/年ご利用者アンケートを実施し、「ご利用者の意向が反映されているか」の項目を設定し、ご意見を頂くことで、日々の業務の振り返りを継続して行っています。

○具体的な支援計画

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる方が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況やその置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。今後、対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活

上の目標を明確にし、その目標を対象者、ご家族、事業実施担当者で共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について>

港南区アクションプランにおける介護予防の取組が目指す姿（区民一人ひとりが、それぞれのやりがいや健康状態、関心にあった介護予防や健康づくりの取組を見つけ、日頃から活動できる地域づくりを目指します）に沿って、当地域ケアプラザも下記の介護予防普及強化の業務に当たっていきます。

○介護予防の取り組みを始めるきっかけづくりとなる普及啓発や情報発信

- ① 介護予防や健康づくりに関する情報は、ケアプラザ広報紙やホームページ等で情報発信していきます。又、総合相談対応の際にも必要に応じて、介護予防や健康づくりに関する情報を積極的に提供していきます。
- ② 連合自治会や地区社会福祉協議会、シルバークラブ等の定例会や高齢者サロン等に出向いて介護予防や健康に関するニーズの把握やチラシ等を活用した情報発信に努めていきます。
- ③ 「気軽に負担なく継続して行える介護予防活動」を地域の方に提案し、グループ活動やイベント情報の提供などを通してウォーキングやラジオ体操、ハマトレなどへの参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりを行っていきます。
- ④ 地域ケアプラザや区役所とのつながりが希薄な世帯の把握と介護予防への取り組みを個別にアプローチできるよう努めていきます。具体的には、地域に根付いている活動（見守り訪問ボランティアや民生委員による見守り訪問、配食サービス等）と連携し状況の把握に努めて、閉じこもり傾向にある方に対しては、外出支援等の繋がり作りを支援していきます。

○介護予防の取り組みを始めるきっかけづくりとなる講座、事業等の開催

- ① 元気のちかみち講座の開催（認知症予防や栄養、口腔ケア、関節痛予防改善を柱とした介護予防講座で、地域の高齢者サロンに参加している高齢者を対象にその会場で開催）
- ② ロコモ予防講座の開催（いつまでも歩ける体づくり講座）
- ③ 地域に積極的に出向き、地域の集会所等で認知症予防やロコモ予防、介護予防等の健康に関する出前講座を開催し、参加者との顔の見える関係づくりを通して、健康に関するニーズ等を把握していきます。
- ④ 地域の介護予防活動や健康づくりの活動が継続して実施できるように、新規の方向けの徒歩圏内の地域の介護予防活動グループの紹介や見学会を企画していきます。

○介護予防支援事業

地域の活動グループの立上げ支援や既存グループの活動が継続、活性化されるよう下記の運営の支援を行っていきます。

- ① 元気づくりステーション事業（地域住民と港南区協働による介護予防自主的活動グループ）
※元気づくりステーション事業は、地域ケアプラザの貸館に拘らず、地域内の様々な社会資源と連携して活動場所を広げていけるように区役所と連携し取り組んでいきます。

【現在の担当地域内の元気づくりステーション】

・「ひざちゃんクラブ」

(会場：野庭地域ケアプラザ 関節痛予防改善体操教室)

・「のびるの会」(右写真)

(会場：野庭地域ケアプラザ 認知症予防・転倒骨折予防教室)

・「筋トレ脳トレクラブ」(会場：野庭団地第4集会所)



② 介護予防講座OB会の支援事業(会場の確保や運営の相談、活動の周知等)

※上記の①②のような、現在介護予防に資する活動を行っているグループに対しては、継続的で効果的な活動とする為の情報提供や指導者の紹介、活動を支える人材の育成やスキルアップの為の研修会を開催し、自立化の支援にも取り組んでいきます。

※元気づくりステーションや介護予防講座等への参加が途切れてしまった高齢者の把握にも努め、適宜、電話や訪問等で状況の確認を行っていきます。

○地域の中で介護予防の取り組みを広げる為のネットワーク事業の推進

地域住民や地域の介護予防活動団体間の交流会及び見学会、意見交換会等、各地区の保健活動推進員と連携した介護予防イベントの開催を行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

＜多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について＞

地域包括ケアシステムが構築され有効に機能するためには、家族や近隣住民と民生委員児童委員協議会やボランティア等のインフォーマルサービス、行政機関や保健・医療・介護の専門職機関及び団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠です。課題に応じて必要な支援体制が構築できるように、目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが地域包括支援センターの「総合相談支援事業」「地域ケアプラザの基本的機能」として重要となります。

○地域ケアプラザ専門職の連携

当地域包括支援センターは、看護師、社会福祉士(2名)、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能で縦割り業務を行うのではなく、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、地域ケアプラザが一体となって地域の包括的なネットワークの構築・支援を行っていきます。

○「見守りネットのば連絡会」の開催

地域のケアマネジャーや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、見守り協力事業者である介護サービス事業所や配食事業者、店舗、薬局、郵便局等の多様な社会資源が参加しての「見守りネットのば連絡会」を定期的に開催していきます。認知症や障がいのある方の対応に関する事例検討やひまわりホルダーや認知症SOSネットワーク等、認知症や障がいの方を地域で支える仕組みや見守り関連のツール等の共有を通じて、野庭地域における緩やかな見守りが実現するための地域包括支援のネットワークづくりに引き続き取り組んでいきます。

○地域ケア会議の開催

地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援センター3職種と生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、行政職員や地域住民、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等と個別ケースの支援内容の検討を積み重ね、顔の見える関係づくりから地域課題の発見機能として、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援のネットワークの構築を引き続き進めていきます。

○「A y a m u」の活用によるネットワークづくり

今後、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されています。地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネート機能も求められています。地域包括ケアを支援するサイト「A y a m u」を活用し、最新のインフォーマルサービス情報の周知に取組み、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<居宅介護支援事業>

○公の施設における事業提供

地域ケアプラザは公の施設であり、身近な地域の福祉・保健活動の拠点です。地域ケアプラザには多くの地域資源情報が集約されており、同じ場所で活動できることは居宅介護支援事業にとっても非常に大きな強みです。日常的な連携は勿論のこと、地域ケアプラザ運営事業等の連携を効率的に活用することで、さらなる強みを発揮していきます。

○新規依頼の迅速な対応

地域包括支援センターに相談に来られる方の多くは、介護に対する様々な不安を持っています。ご本人・ご家族からの要望があれば、すぐにその場で担当ケアマネジャーとして活動をさせていただき、不安な気持ちの傾聴や今後の進め方などを丁寧にお伝えしていきます。

○多職種連携の実践

- ① 港南区医師会や地域ケアプラザ協力医、各主治医との相談・連携を行うことで、医療と介護両面からのケアを充実させていきます。
- ② 地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携しながら地域包括ケアシステムを推進していく立場として、地域ケア会議への協力やインフォーマルサービス等も活用し、行政や民生委員・児童委員協議会等との連携を図りながら、ケアマネジャーやサービス事業所視点だけでなく地域全体で支援していく視点を常に意識していきます。
- ③ 利用者の人権擁護の視点から、地域包括支援センターや介護保険事業所と連携して、虐待防止等を重視したケアマネジメントを徹底していきます。
- ④ 区役所の高齢支援担当ケースワーカーや保健師、地域包括支援センターとの連携を強化し、多くの情報を取り込みながら、様々な方面からの助言を求め、援助に努めていきます。

○受託ケースの定期的な共有

地域包括支援センターから受託したケースの定期カンファレンスを実施して、支援経過の報告や情報共有を行っていきます。包括支援センター職員と居宅介護事業所職員全員がケースを共有することで、さらに多くの支援策を引き出して多角的な方向からの支援を行っていきます。又、随時電話相談など行いながら、行政や関係事業所との相互連絡を積極的に行い、事業の円滑化を図っていきます。

○地域ケアプラザ運営事業の活用

地域ケアプラザ全体の運営事業を活用することで、画一化した支援に偏ることなく一人ひとりに寄り添った支援をします。事業を利用したご本人やご家族からの相談がきっかけとなり支援が始まるケースなど、地域ケアプラザの一体的な体制からの連携を活かしていきたいと考えています。又、日常的な介護で疲弊しているご家族に、地域ケアプラザで行われている自主事業やサークル活動を紹介するなど、今後もより多くの場面で運営事業との連携を図っていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（該当施設：東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ、日下地域ケアプラザ、港南中央地域ケアプラザ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<通所介護サービス事業について>

○運営方針

ご利用者の意向を尊重し、多様化するご利用者ニーズに応えていけるデイサービスを目指します。また機能訓練プログラムの拡充を図り、ご利用者の身体機能の維持、向上に努めていきます。ご家族とも顔が見える関係性を築き、ご家庭で抱える問題を共有し、介護負担の軽減に繋がります。個々のご利用者特性を把握し、可能性を引き出せるケアを実践します。

○プログラム

入浴や食事などの日常生活支援に加え、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを受けられる通所介護サービスを行います。ご自宅から施設への送迎をします。

① 安心の医療対応

看護師・介護職ともに手厚い人員体制で長期に渡りご利用いただけるよう支援します。

② 認知症予防プログラム

認知症を防ぐには脳トレーニング等が良いとされているため、パズルやドリルなどの脳トレーニングや認知課題と運動を取り入れたプログラム等を実践し、効果的に活性化を図ります。

③ 機能訓練（生活リハビリ）

目標に合わせた継続的な機能訓練により、筋力維持による転倒予防や失禁予防など在宅生活の継続を支援します。

④ アクティビティ

「できる力」に着目した個別の支援を行い、役割・趣味・楽しみなどを通して「生活機能」全体の向上を目指します。

⑤ 人と人との繋がりを大切に

当法人では地域社会との交流、人と人との心のつながりを最も大切な資産と考えています。地域の方にもご参加いただけるお祭りの開催や、学生との交流を通じて施設内だけにはとまら

ない多種多様な活動を提供します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<収支計画及び指定管理料について>

○収支計画について

- ① 指定管理料提案額の収支予算については、直近までの実績を元に算出しております。具体的な金額については別紙様式3をご参照ください。
- ② サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、定められた負担比率で適性に按分しています。
- ③ 事業費については、地域ケアプラザが、地域の「福祉・保健の拠点」の役割としての事業を展開していくには、地域住民や地域ケアプラザのご利用者の要望やニーズに添った事業計画・収支計画等の立案、実践が必要とされますので、地域全体の把握に努め、優先度等を考慮しながら事業を計画しております。また、各事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持していきます。

○利用者サービスの為の経費について

- ① 野庭地域ケアプラザは、野菜地区センターとの合築施設として、開所から23年が経過し、設備機器、備品類等に不具合が生じることが多くなってきました。地域ケアプラザ全事業に関して、第一に、地域住民や利用者が快適に、安全で、安心して利用できる施設、事業への参加、協力等に支障がないように、設備機器の修繕・維持・管理等に関して、区役所をはじめ、各関係機関と調整しながら、早期の対応に心掛けていきます。
- ② 地域ケアプラザでは、職員全員が、地域住民の「福祉・保健の拠点」として、様々な活動の振興や福祉・保健に関する相談やサービス等を提供する為に設置された地域の中核的施設であるという認識を常に持っています。限りある予算内で、利用者の要望、期待に添い、事業の質の向上等、サービスの提供に関して、常に細心の注意を払い、利用者サービス提供を最優先に限られた予算内で、最大限の効果が得られるサービスに、努めなければならない事を研修等で周知・徹底していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について>

○利用料金の収支の活用

- ① 指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸室については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入しています。
- ② 地域活動交流で行っている自主事業については横浜市の利用料金制度に則り、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができることとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし事業に活用していきます。
- ③ 当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は当法人が補填します。

○運営費等を低額に抑える工夫

地域ケアプラザの運営は事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を低額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行い、一層の経費節減を図ります。

- ① 物品購入は常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消耗品（清掃関係、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。
- ② 空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。
- ③ 役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。法人総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、地域ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。
- ④ 建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」の参加等で最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを実施していきます。

指定管理料提案書
(横浜市野庭地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円	14,351,300円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円	487,440円
事業費	講師料・材料費 ボランティア保険料等	<input type="checkbox"/>	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
事務費	旅費・消耗品費・通信費他	<input type="checkbox"/>	1,958,000円	1,958,000円	1,958,000円	1,958,000円	1,958,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	7,049,000円	7,049,000円	7,049,000円	7,049,000円	7,049,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	0円	0円	0円	0円	0円	
施設使用料相当額			/	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円
合計				23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	27,880,900円	27,880,900円	27,880,900円	27,880,900円	27,880,900円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	1,312,200円	1,312,200円	1,312,200円	1,312,200円	1,312,200円
事業費	講師料・ボランティア保険料等	<input type="checkbox"/>	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
事務費	旅費・消耗品費・通信費他	<input type="checkbox"/>	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円	810,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	1,874,000円	1,874,000円	1,874,000円	1,874,000円	1,874,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	
協力医	・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	-340,100円	-340,100円	-340,100円	-340,100円	-340,100円	
合計				32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+ (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、 事業費・事務費も非公表とします)					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co						
事業費	講師料・ボランティア保険料等	<input type="checkbox"/>						
事務費	旅費・消耗品費・通信費他	<input type="checkbox"/>						
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円	0円
合計			5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師料・ボランティア保険料等	<input type="checkbox"/>	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市野庭地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円	23,583,740円
		地域包括支援 センター運営事業	32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円	32,593,000円
		生活支援 体制整備事業	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円	5,427,680円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			61,758,420円	61,758,420円	61,758,420円	61,758,420円	61,758,420円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	18,200,000円	18,200,000円	18,200,000円	18,200,000円	18,200,000円
		居宅介護支援事業	15,000,000円	15,000,000円	16,500,000円	16,500,000円	16,500,000円
		通所系 サービス事業	56,000,000円	56,000,000円	61,600,000円	61,600,000円	64,400,000円
			89,200,000円	89,200,000円	96,300,000円	96,300,000円	99,100,000円
	その他収入	800,000円	800,000円	850,000円	850,000円	900,000円	
		151,758,420円	151,758,420円	158,908,420円	158,908,420円	161,758,420円	
支出	内訳	人件費	92,299,520円	92,299,520円	95,349,520円	95,349,520円	96,874,520円
		事業費	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円	1,054,000円
		事務費	36,316,000円	36,316,000円	37,660,000円	37,660,000円	37,996,000円
		管理費	13,813,000円	13,813,000円	14,302,000円	14,302,000円	14,546,500円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			144,712,520円	144,712,520円	149,595,520円	149,595,520円	151,701,020円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支		7,045,900円	7,045,900円	9,312,900円	9,312,900円	10,057,400円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市野庭地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円	
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員等は、ケアプラザ指定管理人員配置基準に則った人員配置にしています。
臨時雇用職員等に関しては窓口業務においても管理上適正と考えられる人数を配置しています。

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会																						
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。																							
(ふりがな) 名称	()																						
所在地	〒241-0806 横浜市旭区下川井町 360 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)																						
設立年月日	昭和 5 8 年 1 1 月 1 2 日																						
沿革	昭和 5 9 年 5 月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5 年 5 月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成 1 0 年 2 月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成 1 4 年 3 月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成 1 6 年 8 月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成 1 8 年 1 0 月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約 166 ヶ所の事業所を認可等され運営																						
事業内容等	<p>1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営</p> <p>2. 第二種社会福祉事業</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">イ) 老人短期入所事業の経営</td> <td style="width: 50%; border: none;">ト) 保育所の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ロ) 老人デイサービス事業の経営</td> <td style="border: none;">チ) 一時預かり事業の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</td> <td style="border: none;">リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ニ) 老人居宅介護等事業の経営</td> <td style="border: none;">ヌ) 特定相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ホ) 障害福祉サービス事業の経営</td> <td style="border: none;">ル) 障害児相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ヘ) 移動支援事業の経営</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. その他公益を目的とした事業</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">①訪問看護事業</td> <td style="width: 50%; border: none;">⑤診療所の経営</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">②訪問入浴介護事業</td> <td style="border: none;">⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③居宅介護支援事業</td> <td style="border: none;">⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">④地域包括支援センター事業</td> <td style="border: none;">⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">⑨障害者入浴サービス事業</td> <td style="border: none;">⑩横浜市地区センターの経営</td> </tr> </table> <p>4. 収益を目的とする事業</p>	イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営	ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営	ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営	ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営	ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営	ヘ) 移動支援事業の経営		①訪問看護事業	⑤診療所の経営	②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	④地域包括支援センター事業	⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	⑨障害者入浴サービス事業	⑩横浜市地区センターの経営
イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営																						
ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営																						
ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営																						
ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営																						
ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営																						
ヘ) 移動支援事業の経営																							
①訪問看護事業	⑤診療所の経営																						
②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業																						
③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																						
④地域包括支援センター事業	⑧介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																						
⑨障害者入浴サービス事業	⑩横浜市地区センターの経営																						

	①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,268,943,085	14,627,507,881	14,859,593,277
	総支出	13,768,802,286	14,122,803,282	14,689,116,591
	当期収支差額	500,140,802	466,704,599	170,476,686
	次期繰越収支差額	4,759,751,690	5,288,456,289	5,398,932,975
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項	なし			